

# 防 府 市 環 境 基 本 計 画

防 府 市

## 目 次

第1章	計画の基本事項	
1-1	計画策定の背景と目的	1
1-2	計画の位置づけ	5
1-3	計画の範囲	5
1-4	計画の期間	5
第2章	目標とその達成に向けた施策の展開	
2-1	基本目標	7
2-2	計画の方針	11
2-3	施策の体系	12
2-4	横断的な視点	
(1)	環境保全対策の充実	13
(2)	地球温暖化対策の推進	14
(3)	自然保護対策の推進	14
第3章	計画の推進	
3-1	計画の進行管理及び公表	15
3-2	財政上の措置	15
3-3	国や県、近隣自治体との連携	15
第4章	目標の実現に向けた取組	
I	環境への負荷が少ないまちづくり	
(1)	安全で健やかな生活環境を守ります	
①	きれいな空気の確保	17
②	きれいな水の確保	19
③	静穏の保持	21
(2)	ごみの適正処分と3Rを進めます	
①	廃棄物の適正処分の徹底	23
②	3Rの推進	25
(3)	省エネルギー・新エネルギーの普及を進めます	27

II	良好な環境を創造するまちづくり	
	(1) 人がふれあい、大切に自然環境をつくります	
	①都市緑化、水辺の再生	29
	②人と自然のふれあいの確保	31
	(2) 環境をいかす産業を育てます	
	①農林水産業の基盤整備と担い手の育成	33
	②新たな産業の育成	35
	③地産地消の推進	37
	(3) みんなに優しい交通環境をつくります	
	①良好な自動車交通の推進	39
	②多様な交通手段の確保	41
III	みんなで考えみんなが築くまちづくり	
	(1) 環境教育・環境学習を広げます	43
	(2) 自主的な取組と協働の輪を広げます	45

#### 付属資料

1	環境意識調査	47
2	用語解説	52

# 第 1 章 計画の基本事項

## 1-1 計画策定の背景と目的

### 【環境基本計画の策定】

本市では、平成 18 年に制定した「防府市環境保全条例」に基づき、同年に平成 18 年度から平成 22 年度までを期間とした(後に平成 23 年度まで期間を延長。)、**「防府市環境基本計画」**を策定しました。

基本目標 「“元気”に住める環境づくり」

### 【環境基本計画策定後の取組状況】

環境基本計画の策定後は、基本目標の実現に向けた 5 つの長期目標の達成に向け取組を進めました。

#### I 地域の環境にやさしいまちの実現

環境状況の監視・測定については、「防府市佐波川清流保全条例」や「環境保全協定」に基づく測定等を継続するとともに、必要な見直しを行ないました。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音の 4 分野について、その大半で環境基準が維持されているものの、一部では環境基準が達成されていない状況が続いています。今後も市域の現状や地方分権化・地域主権化の時代に即した監視・測定のあり方を検討するとともに、公害苦情への対応を含む体制の充実が必要です。

上下水道、道路などの地域の環境の保全に影響のある社会資本の整備においては、おおむね順調に進捗しています。今後は、少子高齢化や人口減少、市域の土地利用状況の変化などを勘案した整備計画の見直しとともに、環境への負荷がより軽減される整備が求められています。

市民、事業者による自主的な地域の環境保全活動は、環境保全意識の高揚とともに、活発化していますが、河川清掃美化など一部の活動においては、参加者の高齢化などにより活動の停滞が見られます。

#### II 循環を基調とする環境に配慮したまちの実現

指定ごみ袋の導入による家庭ごみ処理の有料化を継続するとともに、ごみ減量器の購入補助、廃棄物資源化推進事業、レジ袋無料配布の中止の推進など市民等が直接的に参加する取組が進められており、また、小売店による再資源化のための店頭回収やリサイクル業者による回収なども浸透してきています。

一般廃棄物の排出量は、「家庭系可燃ごみの一人 1 日当たり排出量」、「家庭系不燃ごみの一人 1 日当たり排出量」とともに減少し、事業系ごみについても可燃ごみ・不燃ごみの双方で減少しています。しかし、今なお、排出量は高水準で推移しているといえ、今後も排出量の減少に向けた取組が必要です。また、不法投棄等の不適正処分についても撲滅には至っていません。

平成 18 年 11 月には「ごみ処理基本計画」を改訂し、さらなる一般廃棄物の減量化を目指すとともに、既存施設の老朽化に伴う新たな中間処理施設の建設については、施設を循環型社会形成推進施設として位置づけ、平成 26 年度の運用開始に向けた計画的な事業実施を進めています。

### Ⅲ 自然と人が共生する豊かで潤いのあるまちの実現

自然とのふれあいの機会を通じて、自然の大切さを認識し、恵み豊かな自然を守り育てる取組として、三田尻中関港三田尻地区の一部地域の「みなとオアシス」への仮登録や「佐波川水辺の楽校」の整備など新たな自然とのふれあいの場の創出が進んでいます。

公園緑地については、街区公園等の設備について更新計画を作成し、順次、改修・更新を行っており、また、緑花祭、花いっぱい運動、記念植樹などの緑化推進事業も継続した取組となっています。

森林整備や農地保全については、治水機能や多様な生物の生息など森林・農地がもつ多面的な機能の重要性がさらに見直される中、平成 31 年度までを計画期間とした「防府市森林整備計画」等に基づき進捗を図っていますが、担い手不足による課題は大きくなっています。その一方、求められる自然とのふれあいの場は、1 次産業の現場へも拡大しており、地産地消の機運の高まりと相まって、これまで以上に産業振興と連動した取組の実現が求められています。

### Ⅳ 防府の“たたずまい”が感じられるまちの実現

本市特有の“たたずまい”は、地域の活力源としての重要性が増しており、従来からの保全・保護を中心とした取組から創造・活用を中心とした取組へ大きく変化しています。

歴史的・文化的資産については、「防府市文化財郷土資料館」の開設や「(仮称)山頭火ふるさと館」の設置検討、映画『マイマイ新子と千年の魔法』を契機とした各種イベントのほか、「防府市歴史美遊感計画」に基づく文化財をいかした地域づくり事業による都市整備などが進められています。

景観については、平成 20 年度から景観法の規定による景観行政団体となり、「防府市都市景観賞」の創設や景観計画区域等を定める「景観計画」の策定を進めるなど、その進捗が加速されつつあります。

地場産業の振興については、財団法人山口・防府地域工芸・地場産業振興セン

ターや防府商工会議所による継続的な取組のほか、市において「防府市売れるものづくり支援事業補助金制度」を制定するなど取組の拡大を図っています。地産地消の機運も高まっており、さらなる取組の拡大が求められています。

## V 地球環境にやさしいまちの実現

地球環境の保全に関しては、地球温暖化問題に対する関心の高まりなどにより、環境保全に係る市民活動や環境学習・環境教育などの中心となりました。

地球温暖化対策に関しては、エネルギー起源による二酸化炭素の排出抑制が取組の中心となっており、省エネ家電やエコカーの普及が進むほか、太陽光発電システムについても「防府市住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度」の活用状況から順調な増加が見てとれます。また、自転車利用の促進や公共交通機関の活性化など、交通の面からの取組も始まっています。

環境学習・環境教育については、「エコライフ実践デー」を通じた各種キャンペーンや「環境家計簿」、「こども版環境家計簿」などの環境保全を主目的とした事業のみならず、生涯学習や消費生活の充実を目的とした事業においても、環境保全を題材にした講座等が行われることが一般的となっています。その一方、環境学習・環境教育への要望は多様化してきており、行政主導による地球温暖化対策を主眼にした環境学習・環境教育の機会の提供のみならず、多様な主体、多様な題材による環境学習・環境教育の場が求められています。

「環境保全協定」については、市から働きかけた一定規模以上の事業所の全てが締結しており、各事業所において環境保全への取組が進められています。今後は、協定の形骸化を招かないような仕組みづくりが課題といえます。

### 【環境保全に関する状況の変化】

#### ・環境対策の進捗と環境意識の高揚

環境対策の進捗により産業公害の大幅な改善や廃棄物の発生量の減少、生活排水の衛生処理率の着実な上昇など個別の分野における成果が見えてきました。

また、環境の保全に関する関心は一層の高まりを見せ、環境保全活動は、社会貢献(社会的責任)を果たす上での最も重要な活動の一つと捉えられています。

しかし、環境対策の進捗や環境意識の高まりは、環境の保全に大きく寄与する一方で、より快適な環境を求める多様な価値観を生むと同時に、その時々において注目されている環境問題への偏向を生んでおり、価値観の相違や一部の化学物質等への過剰な警戒心に起因するトラブル、公害防止対策に対する危機意識の希薄化が懸念されています。

このため、快適な環境に関する価値観の相互理解や環境問題に対する共通理解、

公害防止対策に対する再認識を深める必要性が高まっており、市民・事業者・行政間(内)の活発なコミュニケーションが求められています。

#### ・環境保全の意義の拡大

環境の保全については、直接的な人の健康・生命及び生活環境への影響に限らず、生物資源やエネルギー資源の保存なども含む広義の環境の保全を目指すことが一般的になっています。

このため、製品の製造や建築工事などの事業活動を行う際の環境への配慮のみならず、製品等のライフサイクルを通じての環境への配慮がより一層重要となり、日常の生活様式を含めた“まちのあり方”全てについて環境への配慮が求められています。また、大気汚染、水質汚濁、静穏の保持の各目標や「低炭素社会の構築」、「循環型社会の構築」、「自然共生社会の形成」などが、統合的に達成されるための取組が求められています。

#### ・「環境の保全」と「経済の発展」の関係の深化

環境の保全と経済の発展の関係については、環境基本法に「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」とあるように、従前から相反すべき関係ではありません。

近年においては、環境の保全に向けた事業等への投資による雇用の確保や良好な環境状況を資本にした地域経済の活性化が図られており、また、地産地消等による地場産業の振興は、環境の保全の観点からも推進されています。

このような状況から、環境の保全と経済の発展は、より深い関係となっているといえ、地域経済(産業)の特色をいかした環境の保全への取組、地域経済(産業)の特色となる環境の保全への取組が求められています。

#### **【計画改訂の目的】**

このような背景から、これまでの取組の状況や社会動向の変化、新たな課題などを踏まえ、目標や具体的な取組などを見直し、今後も、市民・事業者・市の三者が協働して環境の保全に取り組むため、本計画を改訂することとしました。

また、本計画は、環境の保全に関する基本的な目標を定めるとともに、基本的な施策及び施策ごとの具体的な取組等を示し、環境の保全に向けた市民・事業者・市の取組が共通の認識と公平な負担の下に進められるための道しるべとなるよう作成します。

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、「防府市環境保全条例」に基づき策定されるもので、本市における環境の保全の最も基本となる計画であり、関連計画と整合を図りながら第四次防府市総合計画で表した将来都市像を環境面から実現するための計画です。

なお、一事業者・一消費者としての市（市役所）による環境の保全への取組については、別途に「防府市役所環境保全率先実行計画」を策定し、その確実な実行を確保します。また、本市の環境の状況、本計画及び「防府市役所環境保全率先実行計画」の進捗状況については、毎年度発行する「防府市の環境」により公表します。

## 1-3 計画の範囲

本計画の対象とする地域は防府市全域とし、対象者は防府市民、市内の事業者、市を主体とし、市内で働く人、学ぶ人、活動を行う人・団体も含まれます。

また、対象とする施策分野は、第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」基本計画の“分野別計画の横断的アプローチ”で示された環境関連施策とします。

### 分野別計画の横断的アプローチによる環境関連施策

- ・環境保全対策の推進      ・循環型社会の形成      ・環境衛生の推進
- ・農業の振興      ・林業の振興      ・水産業の振興      ・工業の振興
- ・観光の振興      ・広域交通ネットワークの整備      ・生活交通の充実
- ・上下水道の整備      ・公園・緑地の整備      ・適正な土地利用の推進

## 1-4 計画の期間

計画の期間は、平成24年(2012年)度から平成33年(2021年)度までの10年間とし、必要に応じて改訂します。また、目標の実現に向けた施策等については、環境状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間年度に、見直しを行います。

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
計画改訂	目標基準年度				進捗確認年度	施策等の見直し				進捗確認年度	目標年度	次期計画の検討
		← 計 画 期 間 →										





## 第 2 章 目標とその達成に向けた施策の展開

### 2-1 基本目標

「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」

本計画では、市民・事業者・行政の全ての者が協働して、環境への負荷が減らされた豊かでうるおいのあるまちづくりを目指すこととし、「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」を基本目標に掲げます。

また、この基本目標が、より具体的に市民・事業者・行政で共有されるよう、次の目標数値を掲げます。

#### 【環境基準】

環境基準達成率 ※別表①

	基準年度	進捗確認年度		目標年度
	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
目標値	78.2%	100%	100%	100%

環境の状況の科学的判断として、環境基本法に基づき国が定める「環境基準」を用いることとし、その達成率を基本目標（目標数値）とします。

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であるため、早期にその全てが達成されることを目指します。

#### 【市民満足度】

“豊かで美しい自然が身近にある”と思う市民の割合

	基準年度	進捗確認年度		目標年度
	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
目標値	70%	75%	80%	80%

環境の状況の感覚的判断として、市民アンケートによる市民満足度を用いることとし、「豊かで美しい自然が身近にあると思う市民の割合」を基本目標（目標数値）とします。

既に一定の割合が達成されていることから、着実な割合の増加を目指します。

### 【廃棄物等・温室効果ガス】

“明るい・豊かな・健やかな郷土の継承”のためには、その時々における環境の状況が良好であるだけでなく、その環境を将来の世代に引き継げるよう、環境への負荷が少なく、資源の保存が見込める持続可能な日常の生活・事業活動への転換が必要です。このため、各年度における「廃棄物等排出量」と「温室効果ガス排出量」も基本目標（目標数値等）とします。

ただし、温室効果ガスについては、本計画の策定時点において、その削減に向けた計画の進行管理体制が十分に確保されていないことから、当面の間、参考値を明らかにするとともに、進行管理体制の確保を目標とするとともに、関連施策の推進を図ります。温室効果ガスの削減に向けた進行管理体制の確保が達成された後は、目標数値を明らかにするとともに本計画の見直しを行います。この場合、本計画を「地球温暖化対策推進法」で規定する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を包含する計画とします。

#### 廃棄物等の最終処分量

	基準年度	進捗確認年度		目標年度
	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
目標値	8,617 t	6,583 t	6,574 t	6,571t

廃棄物等排出量については、市民等による発生抑制や市による再生利用などの取組が総合的に反映される「最終処分量」を基本目標（目標数値）とします。ただし、台風災害等に伴う埋立ごみの量は除きます。

#### 参考値：二酸化炭素排出量（推計値）※別表②

基準年度推計	現況推計	目標年度
平成 2 年度(1990 年度)	平成 21 年度(2009 年度)	平成 33 年度(2021 年度)
1,765 千 t - CO <sub>2</sub>	1,769 千 t - CO <sub>2</sub>	削減

温室効果ガス排出量については、日常の生活・事業活動との関係がより密接な「二酸化炭素排出量」を参考値とします。

また、基準年度については、国の目標等で用いられる平成 2 年度(1990 年度)とします。

別表① 「環境基準達成率の算定に用いる指標等の一覧」

分野	指標名		測定地点等数	基準年度環境基準達成数
大気	二酸化硫黄	長期的評価	4	4
		短期的評価	4	4
	浮遊粒子状物質	長期的評価	4	4
		短期的評価	4	0
	二酸化窒素		2	2
	光化学オキシダント		1	0
水質 (海域)	化学的酸素要求量 (COD)		6	4
	全窒素		3	3
	全磷		3	3
水質 (河川)	生物化学的酸素要求量 (BOD)		2	2
水質 (地下水)	概況調査		12	12
騒音	一般地域	昼間	17	17
		夜間	17	12
	道路に面する地域 (測定地点における評価)	昼間	12	7
		夜間	12	6
	新幹線鉄道騒音		1	0
	航空機		6	6
合計			110	86

※基準年度は、騒音（一般地域）は平成 22 年度、騒音（一般地域以外）は平成 22 年度時点で最新のもの、その他については平成 21 年度。

また、騒音（一般地域、道路に面する地域）において環境基準の地域の類型の指定がされていない地域については、主として住居の用に供される地域と同一の基準値で判定。

別表②「参考値：二酸化炭素排出量（推計値）の内訳」

			平成2年度 (1990年度)		平成21年度 (2009年度)		基準 年比	
			排出量 (1,000 t-CO <sub>2</sub> )	シェア	排出量 (1,000 t-CO <sub>2</sub> )	シェア		
エネルギー 起源	産業部門	製造業	1,187	69.1%	1,040	59.9%	-12.4%	
		建設・鉱業	27		16		-40.7%	
		農林水産業	5		4		-20.0%	
		計	1,219		1,060		-13.0%	
	家庭部門		155	8.8%	219	12.4%	41.3%	
	業務その他部門		161	9.1%	196	11.1%	21.7%	
	運輸部門	自動車	旅客自動車	89	12.6%	139	15.4%	56.2%
			貨物自動車	105		83		-21.0%
			計	194		222		14.4%
		鉄道		7		7		0.0%
		船舶		22		43		95.5%
		計		223		272		22.0%
	エネルギー転換部門（発電所等）		-	-	-	-	-	
	小計		1,758	99.6%	1,747	98.9%	-0.6%	
非 エネルギー 起源	工業プロセス		-	-	-	-	-	
	廃棄物（一般廃棄物処理場分）		7	0.4%	22	1.2%	214.3%	
	燃料からの漏出		-	-	-	-	-	
	小計		7	0.4%	22	1.2%	214.3%	
合計			1,765	100.0%	1,769	100.0%	0.2%	

※シェアは四捨五入で表示しているため、合計が合わないことがある。

推計方法は、環境省作成の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」による。

ただし、産業部門（製造業）については、産業分類の細分類化を行っている。

## 2-2 計画の方針

本計画では、基本目標を実現するための取組について、3つの方針を掲げます。

### I 環境への負荷が少ないまちづくり

本市では、かつてのような深刻な環境汚染を引き起こす大規模な産業型公害の問題はなくなりましたが、日常の生活や事業活動に伴う排ガス、排水、騒音・振動などにより現在もなお、良好で快適な環境を完全に取り戻すまでには至っていません。

また、大量生産・大量消費によるエネルギー消費量の増大や廃棄物の増加は、長年の積み重ねによって、化石燃料・生物資源の枯渇や地球温暖化による異常気象など世界中の人々の生活基盤を脅かす懸念を生んでいます。

私たちは、自然の浄化能力や循環能力を超える環境への負荷をもたらす日常の生活や事業活動のあり方を見直し、低炭素社会、循環型社会を構築するなど、「環境への負荷が少ないまちづくり」を行います。

### II 良好な環境を創造するまちづくり

本市には、大平山をはじめとする緑あふれる山々、佐波川や瀬戸内海の優れた水辺、南部の広大な平野部など多彩で豊かな自然環境があり、生活環境、産業立地の好条件を備えています。このため、古くは田畑や入浜式塩田が大規模に築かれ、近代では多くの企業が進出し、臨海工業地帯を形成してきました。

しかし、各種開発行為や、少子高齢化と産業構造の転換の進展による一次産業の担い手不足等により、これまで多くの恵みを与えてくれた自然環境は疲弊しています。

私たちは、持続可能な地域の発展のため、自然環境を保全・再生するとともに、自然をいかす産業を育むなど、「良好な環境を創造するまちづくり」を行います。

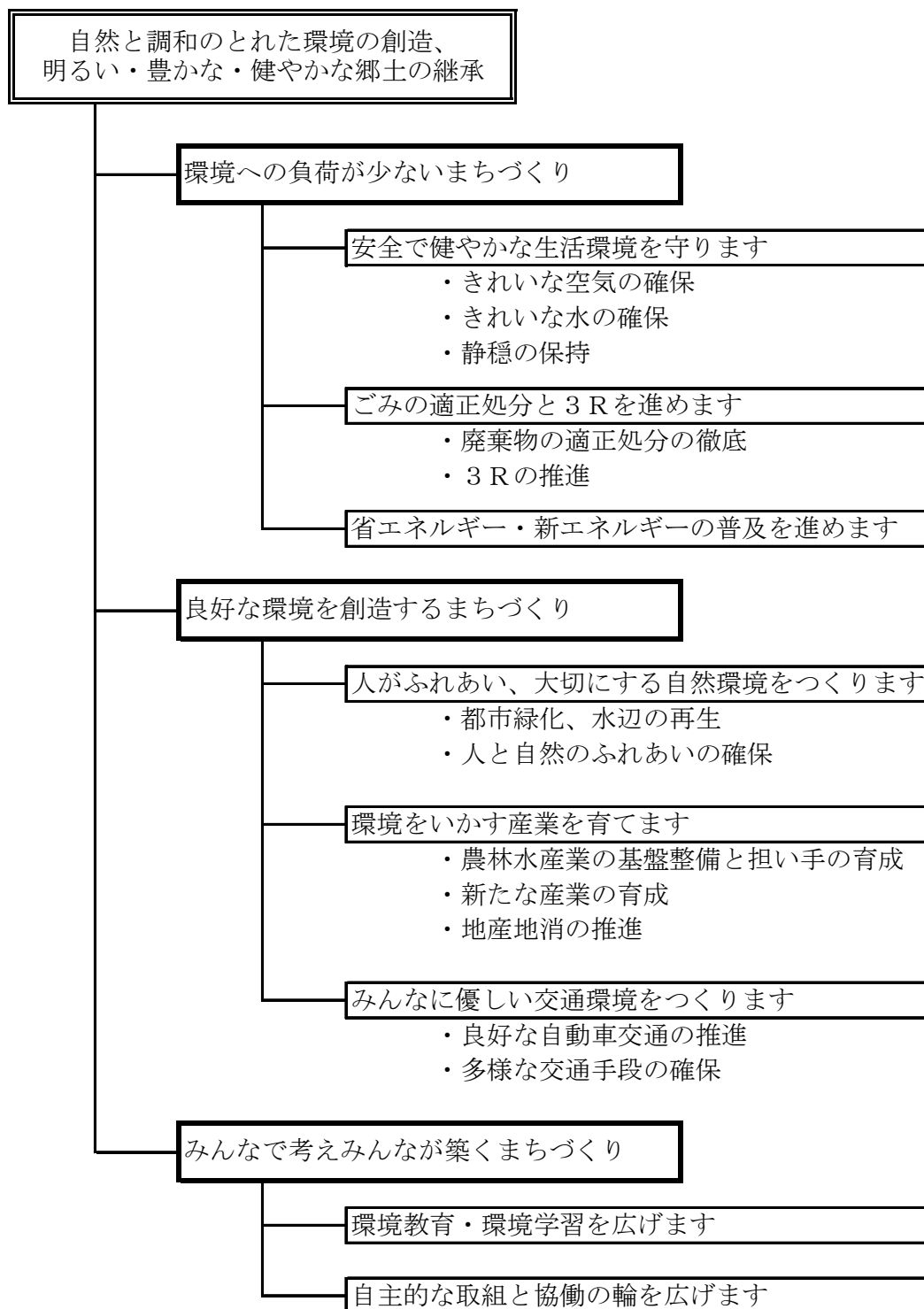
### III みんなで考えみんなが築くまちづくり

近年では、市民活動への参加意欲の高まりを背景に、情報の共有と市民参画の促進を通じた市民が主役の地域づくりを進めていくことが重要となっています。また、今日の環境問題の多くは、日常の生活や事業活動の様式と深く関わっていることから、一人ひとりが環境問題を正しく理解し、行動につなげることが欠かせません。

私たちは、共通の認識に立って自主的、積極的に環境の保全に取り組む「みんなで考えみんなが築くまちづくり」を行います。

## 2-3 施策の体系

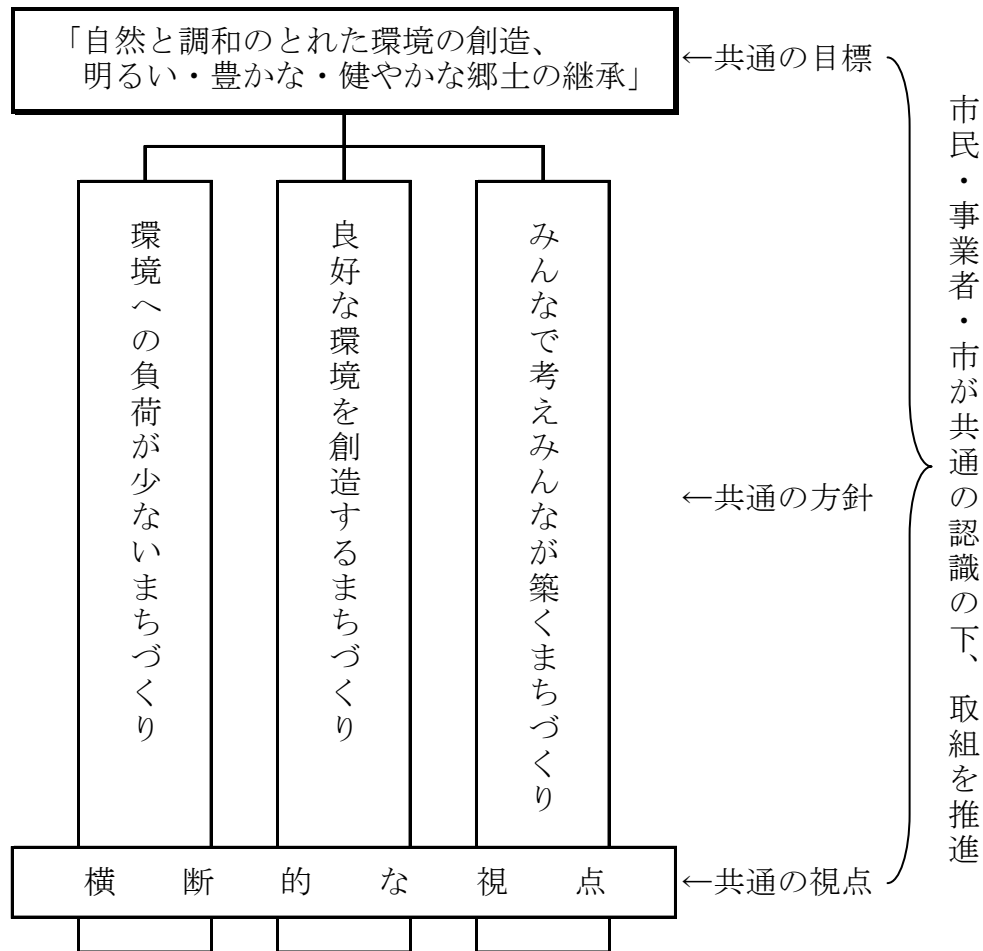
計画の方針に基づき、次のとおり基本施策の体系を定めます。



## 2-4 横断的な視点

環境の保全に向けては、さまざまな課題が、多様な手法による取組の下に統合的に解決される必要があります。

本計画では、個々の基本施策を推進していく上で、特に意識すべき視点を示し、それぞれの取組が、分断されることなく基本目標の実現に向かって進められることを目指します。



### (1) 環境保全対策の充実

日常生活や事業活動を営む上で、全く環境への負荷を伴わないことは現実的でなく、今後も環境への負荷の低減や自然の持つ浄化能力・循環能力の再生に絶えず取り組むことが求められます。また、市行政においては、地方分権改革・地域主権改革の進展に伴い、自らの責任と判断による自治体運営を行うための行政能力の向上が求められています。

このため、環境の保全に向けた各取組は、単に受動的又は一過性のものとして行うのではなく、自主的かつ継続的に行われるよう「環境保全対策の充実」を意識して進めます。



## (2) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化については、I P C C（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告書において「気候システムの温暖化には疑う余地がない。」とされており、その影響の可能性から将来予想される被害についての懸念が高まっています。我が国においても、地球温暖化の主要な原因とされている人為的に排出される温室効果ガス、とりわけ二酸化炭素の排出量を大幅に減少させる「低炭素社会の構築」は環境保全の方針の大きな柱となっています。

低炭素社会の構築に向けては、二酸化炭素を吸収する森林の保全・整備と二酸化炭素を排出する化石燃料の消費を減少させることが不可欠です。日常の生活や事業活動のほとんどで化石燃料の消費が行われる現状では、全ての活動において低炭素社会の構築を意識することが必要であり、また、意識することが可能です。

このため、環境の保全に向けた各取組は、単にその目的だけのために行うのではなく、「地球温暖化対策の推進」も意識して進めます。

## (3) 自然保護対策の推進

自然保護対策については、森林の無秩序な伐採等の規制、特定の自然風景地や野生生物の保護、都市における緑化の推進などが、それぞれ個別に行われていました。しかし現在においては、動物、植物、微生物の豊かな多様性と、その遺伝子の多様性、そして地域ごとのさまざまな生態系の多様性を意味する「生物多様性」の概念の下、生物多様性の保全と持続可能な利用に向け、対策が総合的に行われる必要があります。

生物多様性の保全等に向けては、原生的な自然や特定の野性生物のみならず里地里山などのより広い範囲での自然が対象となるほか、その自然を保全するだけでなく、自然を再生し、また、適切に整備・利用していくことが重要です。

このため、環境の保全に向けた各取組は、単に直接的な人の健康・生命及び生活環境への影響だけを意識するのではなく、「自然保護対策の推進」も意識して進めます。

## 第 3 章 計画の推進

### 3-1 計画の進行管理及び公表

本計画では、施策が着実に推進されるよう、行政評価を活用して計画の進行管理を行います。

基本目標に掲げた目標数値及び各基本施策に定める満足度指標及び進捗管理指標について、調査資料等により数値を把握するとともに、第四次防府市総合計画の見直しや終了時期にあわせて実施される市民アンケートに加え、(仮称)「防府市環境意識調査」を実施し、計画の進捗状況を評価します。

また、評価の結果は毎年度発行する「防府市の環境」において公表するとともに、防府市環境審議会への報告を行い必要な助言・提言を求めた上で、評価の結果を事業の実施に反映させ、市民の立場に立った行政運営と透明性の確保を図ります。

### 3-2 財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるように努めます。

また、国・県等の支援制度を積極的に活用します。

### 3-3 国や県、近隣自治体との連携

海域・河川の水質汚濁対策や地球環境問題などの本計画の推進だけでは根本的な解決が難しい環境問題に対する取組や、ゴミゼロエミッション、新エネルギー利用など広域的な枠組みにおいて推進する取組、環境教育・環境学習分野における既存資産を活用した取組などに関しては、国や県、近隣自治体等と協力・連携し、効果的に推進されるよう努めます。

## 第 4 章 目標の実現に向けた取組

### I 環境への負荷が少ないまちづくり

#### (1) 安全で健やかな生活環境を守ります

- ①きれいな空気の確保 . . . . . 17
- ②きれいな水の確保 . . . . . 19
- ③静穏の保持 . . . . . 21

#### (2) ごみの適正処分と 3 Rを進めます

- ①廃棄物の適正処分の徹底 . . . . . 23
- ②3 Rの推進 . . . . . 25

#### (3) 省エネルギー・新エネルギーの普及を進めます . . . . . 27

### II 良好な環境を創造するまちづくり

#### (1) 人がふれあい、大切に自然環境をつくります

- ①都市緑化、水辺の再生 . . . . . 29
- ②人と自然のふれあいの確保 . . . . . 31

#### (2) 環境をいかす産業を育てます

- ①農林水産業の基盤整備と担い手の育成 . . . . . 33
- ②新たな産業の育成 . . . . . 35
- ③地産地消の推進 . . . . . 37

#### (3) みんなに優しい交通環境をつくります

- ①良好な自動車交通の推進 . . . . . 39
- ②多様な交通手段の確保 . . . . . 41

### III みんなで考えみんなが築くまちづくり

#### (1) 環境教育・環境学習を広げます . . . . . 43

#### (2) 自主的な取組と協働の輪を広げます . . . . . 45

---

## きれいな空気の確保

---

### 現状と課題

大気汚染については、ばい煙、粉じん等の規制が続けられていますが、大気環境状況は、望ましい状況に達しておらず、今後も規制、監視・測定を続けるとともに、より幅広い対策を講じる必要があります。

また、ダイオキシン類対策、シックハウス対策などに向けた化学物質の適正管理や悪臭対策についても、規制が続けられていますが、配慮に欠けた事業活動などによる公害苦情が発生しています。双方の問題ともに、より身近な場所が発生源となることが多く、また、影響の受け方に個人差があることから、問題に関する理解を深めることが必要となっています。

### 取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、自らが発生させる大気汚染物質、悪臭、人に悪影響を与える化学物質の飛散を最小化するとともに、周囲への影響に注意を向けることにより、「きれいな空気の確保」を図ります。

### 市民の取組

- どんど焼き、バーベキューなど、一過性の燃焼行為であっても、周囲への影響を考慮します。
- ペットの臭いが周囲の迷惑にならないよう配慮します。
- 塗料、接着剤など家族や周囲に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む製品は、適正に使用、保管します。

### 事業者の取組

- 農林水産業を営む上で、やむを得ず行う廃棄物の焼却であっても、周囲への影響に配慮します。
- ばい煙、粉じんの発生にあたっては法令を遵守するとともに、環境への負荷の低減を図ります。
- 悪臭の発生について、法令を遵守するとともに、その防止を図ります。
- 悪臭の発生のおそれがある事業場等の設置にあたっては、周辺の既存住宅等の状況を確認し、適切な場所の選定に努めます。

## 市の取組

- 県と協力し、ばい煙、粉じん等の大気汚染物質の発生施設を監視するとともに、大気環境状況を注視します。
- 悪臭に関する規制地域等について、実態に即した指定を行い、その防止を図ります。
- 県と協力し、ダイオキシン類対策に向けた適正な焼却炉利用やアスベストを含む建設材の適正処分などについて、監視・指導に努めます。
- 一定規模以上の事業所である「環境保全協定」締結事業所については、立入調査等により監視・指導を行います。
- 大気汚染、悪臭などに関する公害苦情へ適切に対応するとともに、その解決に努めます。
- 化学物質による人の健康や生物の多様性に有害な影響について、その情報の収集と提供に努めるとともに、注意が必要な製品の適正な使用、管理の周知を図ります。
- 工場、事業所が適正に配置されるよう、調和のとれた土地利用の促進を図ります。

## 満足度指標

指標名	現状 (年度)	確認年度 (H32 年度)
大気汚染や悪臭のない、きれいな空気が確保されている	63% (H23)	80%

## 進捗管理指標

指標名	種別	現状 (年度)	進捗確認年度	
			(H27 年度)	(H32 年度)
ペットの臭いや塗料等を使う時の臭いが近隣の迷惑にならないよう気をつけている	市民意識度	81% (H23)	90%	95%
ばい煙、粉じん、悪臭の発生の有無や程度を把握し、対策を講じている	事業者意識度	57% (H23)	65%	70%
市による大気関係の測定回数 (年間)	市事業成果	10 検体 (H22)	10 検体	10 検体
市による悪臭の測定回数 (年間)	市事業成果	17 検体 (H22)	20 検体	20 検体

## 関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○適正な土地利用の推進

## 関係計画

- 防府市の都市計画に関する基本的な方針

---

## きれいな水の確保

---

### 現状と課題

水質汚濁については、特定の排水処理施設への規制や、下水道の整備と浄化槽の普及による生活排水の衛生処理率の向上により環境への負荷は低減されてきており、佐波川の水質が望ましい状況にあるなど、一定の改善を見せていますが、海域については、一部で望ましい状況に達していないなど、対策の継続が必要な状況にあります。また、身近な河川・水路での、悪臭の発生や生物の生息・生育への悪影響に端を発する水質に関する公害苦情が発生しており、きめ細かい対策の重要性も高まっています。

地下水をはじめとする水環境への影響が大きい土壌汚染については、一部の地域でテトラクロロエチレンによる汚染が引き続き確認されています。その他の地域では、問題が確認されていませんが、問題が潜在している可能性があることから、土地利用者等による土壌汚染状況の把握が求められています。

### 取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、日常生活・事業活動に伴う排水の浄化を図るとともに、水質と土壌の汚染状況を確認することにより、「きれいな水の確保」を図ります。

### 市民の取組

- 公共下水道区域では水洗化に、公共下水道区域外では浄化槽の設置に努めます。
- 設置した浄化槽は適正に管理します。
- 調理くずや、使用済み食用油は流さず適正な処理に努めます。
- 洗剤は量を量って正しく使うよう努めます。
- 飲用井戸の利用にあたっては、定期的な水質検査を行います。
- 土地の売買、造成等にあたっては、土壌の汚染状況の確認に努めます。

### 事業者の取組

- 排水にあたっては法令を遵守するとともに、環境への負荷の低減を図ります。
- 悪影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む製品（農薬、化学肥料、洗剤等）の使用にあたっては、水質、土壌の汚染防止を図ります。
- 水生生物、地下水等の採取にあたっては、持続的な利用に向けた配慮を行います。
- 地下水の利用にあたっては、適切な水質検査を行います。
- 土地の売買、造成等にあたっては、土壌の汚染状況の確認に努めます。

## 市の取組

- 県と協力し、特定の排水施設を監視するとともに、水質の環境状況を注視します。
- 県と協力し、土壌や地下水の汚染状況の把握に努めるとともに、土地所有者等による土壌汚染調査の促進を図ります。また、地下水汚染等が判明したときは、汚染原因を調査し、汚染物質の除去及び汚染の拡散防止を図ります。
- 一定規模以上の事業所である「環境保全協定」締結事業所については、立入調査等により監視・指導を行います。
- 水質汚濁、土壌汚染などに関する公害苦情へ適切に対応するとともに、その解決に努めます。
- 下水道普及率を高めるため、管渠敷設事業の継続、中継ポンプ場、下水処理場の増設などによる公共下水道設備の整備を進めます。
- 下水道設備の継続的な安定利用のため、適正な維持管理と老朽化設備の更新を行うとともに、下水道長寿命化計画に基づく設備の長寿命化によりライフサイクルコストの最小化を図ります。
- 住居用浄化槽の設置に対し、補助金を交付するなど、その促進を図ります。

## 満足度指標

指標名	現状 (年度)	確認年度 (H32年度)
海や川のきれいな水が保たれている	58% (H23)	80%

## 進捗管理指標

指標名	種別	現状 (年度)	進捗確認年度	
			(H27年度)	(H32年度)
洗剤は適量を量るなど生活廃水の汚れに気をつけている	市民意識度	82% (H23)	90%	95%
排水にあたっては、水質汚濁や土壌汚染への影響を考慮している	事業者意識度	67% (H23)	75%	80%
所有する土地の土壌汚染の有無等について把握している	事業者意識度	52% (H23)	60%	65%
市による水質関係の測定回数 (年間)	市事業成果	96 検体 (H22)	100 検体	100 検体
公共下水道整備率	市事業成果	73% (H22)	87%	100%
浄化槽設置基数 (年間)	市事業成果	157 基 (H22)	220 基	220 基

## 関連施策 (第四次防府市総合計画における施策)

- 環境保全対策の推進、○環境衛生の推進、○上下水道の整備

## 関係計画

- 防府市公共下水道事業計画

---

## 静穏の保持

---

### 現状と課題

私たちが日常の生活と事業活動に求める静穏を阻害する騒音と振動は、同じく日常の生活と事業活動の中から発生しています。法令上の規制等により、特定の施設や建設作業、さらには航空機における騒音・振動対策は、着実に図られていますが、一時的に発生する大きな騒音・振動や鉄道騒音、低周波騒音などの問題により、騒音・振動に係る公害苦情が引き続き発生しています。

その一方、生活様式と価値観の多様化が進む中、それぞれが求める静穏の程度等についても多様化しており、騒音・振動に係るトラブルの解消に向けては、地域内におけるコミュニケーションの活発化による相互理解が必要となっています。

### 取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、日常の生活・事業活動で発生する騒音・振動を抑制するとともに、お互いの生活と事業活動への理解に努めることにより、「静穏の保持」を図ります。

### 市民の取組

- テレビ、ピアノなどの音について、周辺への影響に配慮します。
- ペットは鳴き声などが迷惑にならないよう、適切に飼います。
- 夜間勤務や、介護、育児などによる多様な生活様式について、隣近所とのコミュニケーションを通じ、相互理解を深めます。

### 事業者の取組

- 騒音・振動の発生する施設、作業について法令を遵守するとともに、騒音・振動の防止に努めます。
- 騒音・振動の発生のおそれがある事業場等の設置にあたっては、周辺の既存住宅等の状況を確認し、適切な場所の選定に努めます。
- 騒音・振動に対する感覚的な影響への配慮に向け、近隣とのコミュニケーションを大切にします。



## 市の取組

- 騒音調査を実施し、実態の把握を行います。
- 県と協力し、航空機騒音及び新幹線騒音の調査を実施し、実態の把握を行います。
- 騒音・振動に関する規制地域等について、実態に即した指定を行い、騒音・振動の防止を図ります。
- 規制地域内における規制基準の遵守状況について監視・指導を行います。
- 特定の施設及び建設作業について適正な届出が行われるよう確認・指導します。
- 一定規模以上の事業所である「環境保全協定」締結事業所については、立入調査等により監視・指導を行います。
- 騒音・振動に関する公害苦情へ適切に対応するとともに、その解決に努めます。
- 工場、事業所が適正に配置されるよう、調和のとれた土地利用の促進を図ります。

## 満足度指標

指標名	現状 (年度)	確認年度 (H32年度)
日常生活に必要な静穏が保たれている	67% (H23)	80%

## 進捗管理指標

指標名	種別	現状 (年度)	進捗確認年度	
			(H27年度)	(H32年度)
テレビやピアノなどの音が近隣の迷惑にならないよう気をつけている	市民意識度	90% (H23)	95%	95%
恒常的な騒音・振動の発生の有無や程度を把握し、対策を講じている	事業者意識度	54% (H23)	60%	65%
騒音・振動の発生する作業を行う場合には、近隣への声かけを行っている	事業者意識度	61% (H23)	70%	75%
市による騒音・振動の測定回数 (年間)	市事業成果	26回 (H22)	30回	30回

## 関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○適正な土地利用の推進

## 関係計画

- 防府市の都市計画に関する基本的な方針

---

## 廃棄物の適正処分の徹底

---

### 現状と課題

廃棄物の多くは、市による一般廃棄物の収集・処分や、生産者、販売者による回収・処分、さらには産業廃棄物におけるマニフェスト制度の浸透などにより、環境への負荷が低減された適正な方法で処分されています。

その一方、不法投棄や違法な野焼き（廃棄物の屋外燃焼行為）といった不適正処分は、依然として発生しており、また、ごみの出し方のルール・マナー違反も見受けられることがあります。

また、廃棄物の適正な処分には、多くの負担（経費と労力）を必要とします。このことを再認識し、これからも廃棄物の適正な処分について、市民・事業者・市が公平な負担の下、それぞれの役割を果たしていくとともに、その負担を免れ、環境への負荷を増加させる不適正処分が行われないよう、厳しく監視する必要があります。

### 取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、廃棄物の適正な処分に係る自らの役割を果たすとともに、不適正処分の防止に努めることにより、「廃棄物の適正処分の徹底」を図ります。

### 市民の取組

- ごみを出すときは、市や地域のルールを守ります。
- 違法な野焼きは行いません。
- 外出する際は、ごみ袋等を持参し、ごみの持ち帰りに努めます。
- 所有する土地は、不法投棄等の被害にあわないよう適切な管理に努めます。
- 不法投棄等を発見した際には、警察、県、市への通報に努めます。

### 事業者の取組

- 廃棄物は排出者の責任において、適切に処理します。
- 産業廃棄物は、マニフェスト制度の遵守等により、適切に処理します。
- 製品は、適切な処分方法を確認した上で、製造・販売するよう努めます。

### 市の取組

- 適切なごみの搬出ルール、搬入基準を定めるとともに、市民、事業者への周知と収集運搬許可業者等への指導により、その徹底を図ります。

- ごみ集積施設を整備する自治会等に対し補助を行い、集積場所の美化と収集業務の効率化を図ります。
- 収集車両の計画的な更新を行うとともに、民間委託による経費の抑制を図るなど、一般廃棄物の安全かつ継続的な収集を確保します。
- 一般廃棄物の中間処理施設を更新するとともに、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、運用水準の向上と長期間にわたる良好な維持管理を図ります。
- 一般廃棄物等の最終処分場については、埋立て量の将来予測に基づき、効率的な堰堤工事を実施します。
- し尿及び浄化槽汚泥については、収集運搬許可業者の指導監督に努め、適正な収集体制を確保するとともに、公共下水道の普及状況に応じた、適正な処理と施設の維持管理を行います。
- 不法投棄をはじめとする廃棄物の不適正処分を防止するため、市民、事業者、警察署、環境保健所と連携した監視・通報体制を整備します。

#### 満足度指標

指標名	現状 (年度)	確認年度 (H32 年度)
ごみの処分が、適正に行われている	72% (H23)	80%

#### 進捗管理指標

指標名	種別	現状 (年度)	進捗確認年度	
			(H27 年度)	(H32 年度)
ごみの出し方のルールを守っている	市民意識度	97% (H23)	97%	97%
製造・販売する製品・商品は、使用後の処分方法を確保又は把握している	事業者意識度	74% (H23)	80%	85%
ごみ集積施設整備事業補助金交付対象基数 (年間)	市事業成果	114 件 (H22)	100 件	100 件
不法投棄禁止看板設置数(年間)	市事業成果	13 枚 (H22)	20 枚	20 枚

#### 関連施策 (第四次防府市総合計画における施策)

- 循環型社会の形成、○環境衛生の推進

#### 関係計画

- ごみ処理基本計画

---

## 3Rの推進

---

### 現状と課題

本市における廃棄物の排出量は、指定ごみ袋制による家庭ごみの処理の有料化や、分別収集、店頭回収の浸透などの効果により、家庭ごみの一人1日当りの排出量などで、減少の傾向にあります。

しかし、廃棄物等の総量は、引き続き高水準にあるといえ、資源の循環利用及び、廃棄物処分に伴う負担と環境への負荷の低減の達成に向け、必要な取組を拡大していかなければなりません。

また、近年において広く浸透した再生利用（Recycle：リサイクル）については、資材としての再生利用（マテリアルリサイクル）が進んでおり、今後もその対象を増やすとともに、さらなる浸透を図ることが期待されています。

その一方、再生に要するエネルギーと経費の増大にも注意が必要であることから、今後は、エネルギー源としての再生利用（サーマルリサイクル）にも取り組む必要があるほか、廃棄物等の発生抑制（Reduce：リデュース）と再利用（Reuse：リユース）の推進にも重点を置き、排出量と再資材化量の双方の減量化を目指す必要があります。

### 取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、発生抑制、再利用、再生利用の対象を拡大するとともに、その優先順（①リデュース、②リユース、③リサイクル）を意識して、「3Rの推進」を図ります。

### 市民の取組

- 調理の工夫により野菜くずを減らす、過剰な注文は控えるなどして、食品ロスの減量に努めます。
- マイバック、マイ箸、マイボトルの利用などにより、使い捨て製品の使用を控えるよう努めます。また、ものは長く大切に使います。
- フリーマーケット、リユースショップを積極的に活用します。
- 再生資材を使用した商品を積極的に選択します。

### 事業者の取組

- 事業の改善により原材料、資材、肥料などの最少化を図ります。
- 包装の簡素化に努めます。
- 製品・商品の長寿命化に努めます。
- 原材料、資材、肥料、燃料などは、再生されたものを積極的に選択します。
- 不用となった製品・商品の回収とリサイクルに努めます。
- 部品交換、詰め替え、修繕などのサポート体制、リサイクルルート、使用している再生資材などの、製品・商品の情報を積極的に提供します。

## 市の取組

- 「廃棄物減量等推進審議会」、「廃棄物減量等推進員」の制度を継続するなど、ごみの減量化に向けた体制の確保を図ります。
- 指定ごみ袋制による有料化を継続し、家庭系可燃ごみ排出量の抑制を図ります。
- 事業系一般廃棄物について、ごみ手数料の見直しや多量排出事業者への指導などの有効な施策を検討・実施し、その抑制を図ります。
- レジ袋の無料配布中止などによる使い捨て製品の抑制を通じ、リユースに関する意識の醸成を図ります。
- 焼却灰をセメント原料に再生するほか、びん類等の再商品化業務を委託するとともに、中間処理施設の更新にあたっては、「防府市リサイクルセンター」、「防府市高効率メタン回収施設及び熱回収施設」を整備し、市によるリサイクルを推進します。
- 分別収集の拡大のため、必要な収集・運搬体制を整備するとともに、市民、事業者への分別の周知を図り、協力を呼びかけます。

## 満足度指標

指標名	現状 (年度)	確認年度 (H32 年度)
ごみの減量やリサイクル活動、分別収集などが適正に行われている	73% (H22)	80%

## 進捗管理指標

指標名	種別	現状 (年度)	進捗確認年度	
			(H27 年度)	(H32 年度)
レジ袋や割り箸など使い捨て製品は出来るだけ使わないようにしている	市民意識度	78% (H23)	85%	90%
包装・梱包の簡素化に努めている	事業者意識度	70% (H23)	75%	80%
製造・販売する製品・商品の長寿命化に努めている	事業者意識度	63% (H23)	70%	75%
市によるリサイクル率	市事業成果	12% (H22)	24%以上	24%以上

## 関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 循環型社会の形成

## 関係計画

- ごみ処理基本計画

## 省エネルギー・新エネルギーの普及を進めます

### 現状と課題

エネルギー資源の乏しい我が国においては、エネルギーの安定供給を目的として、依存度の高い石油の消費を少なくするための取組が長く行われています。近年においては、エネルギー資源全般の保存や地球温暖化対策の観点から、消費するエネルギーそのものを少なくする省エネルギーの推進と、太陽光、水力、風力など自然から得られるエネルギーである新エネルギーの普及の重要性が特に高まっています。

省エネルギーの推進にあたっては、製造工場の省エネルギー化のほか、家電、自動車などの省エネルギー化が図られており、個々の製品では、エネルギー消費量は減少の傾向にあります。しかし、核家族化による世帯数の増加や高度情報化によるIT機器の増加などを背景に、家庭やオフィスなどを中心に、エネルギー消費の総量は増加しています。今後は、省エネルギー技術のさらなる進展とその普及、エネルギー消費を伴わない生活の知恵と習慣の復興などにより、社会全体が省エネルギー化されていく必要があります。

新エネルギーの普及については、本市の地理的、地形的な特徴から太陽光発電、太陽熱利用が普及の中心となっており、その拡大が期待されています。また、今後は、本市ではこれまで効率的な利用が困難であった風力、水力等のエネルギーのほか、防災上の観点からも必要な分散型エネルギー供給システムについても、その活用と普及に向け、技術の進展等を注視する必要があります。

### 取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「環境への負荷が少ないまちづくり」において、省エネルギー化された製品の製造と利用を進めるとともに、枯渇性エネルギーに依存しない方法を積極的に選択することにより、「省エネルギー・新エネルギーの普及を進めます」。

### 市民の取組

- 環境家計簿や、省エネナビゲーション、エコワットなどを利用し、エネルギー使用量の把握に努めます。
- 製品の使用方法の工夫により節電などの省エネルギー運動に取り組みます。
- 省エネルギー性能の高い商品を積極的に選択します。
- 生産、流通でのエネルギー消費の少ない旬の食材を積極的に選択します。
- 住宅における太陽光発電、太陽熱の利用に努めます。

○よしず、湯たんぽなどの昔ながらの知恵の復興と、緑のカーテンやクールビズ・ウォームビズなどの新しい価値観の創造により、エネルギー消費の少ない生活への変換に努めます。

### 事業者の取組

- エネルギー消費量の把握と、設備、機器の更新によるエネルギー消費量の計画的な削減に努めます。
- 事業の改善によりエネルギー使用量の最少化を図ります。
- 省エネルギー性能の高い製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 太陽光発電などの新エネルギーの導入に努めます。
- 新エネルギーを利用する製品・商品の開発、製造、販売に努めます。

### 市の取組

- 環境家計簿の利用などによるエネルギー消費量の見える化を促進します。
- 節電などの省エネルギー運動に関して継続的な啓発を実施するほか、イベント等の実施により省エネルギー運動のきっかけづくりを行います。
- 関連情報の提供等により、省エネルギー機器、新エネルギー機器の普及を促進します。
- 太陽光発電システムの設置に助成するとともに、時代に即した新エネルギーの導入支援を行ないます。

### 満足度指標

指標名	現状 (年度)	確認年度 (H32 年度)
省エネ家電や太陽光発電などの普及が進んでいる	16% (H23)	40%

### 進捗管理指標

指標名	種別	現状 (年度)	進捗確認年度	
			(H27 年度)	(H32 年度)
こまめな消灯など節電に心がけている	市民意識度	84% (H23)	90%	95%
エネルギー消費量を把握し、その削減を図っている	事業者意識度	60% (H23)	65%	70%
省エネ化された製品・商品の開発、製造、販売に努めている	事業者意識度	52% (H23)	60%	65%
新エネルギー導入に関する補助金の利用件数	市事業成果	304 件 (H22)	300 件	300 件

### 関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進

---

## 都市緑化、水辺の再生

---

### 現状と課題

都市化の進展による緑の減少や河川・水路などの水辺の改変は、自然環境の変容を招き、自然環境が持つ浄化作用や気候・自然災害の緩和、そして多様な生物の生息・生育といった多くの機能の不全が懸念されています。

また、少子高齢化や産業構造の変化により、河川・水路の機能の維持・保全に必要な管理が行なわれにくくなっている状況が見られるほか、外来種の影響による在来種の減少・絶滅を防ぐ観点からも、緑地、河川等の適正な管理が求められています。

その一方、市街地においては、自然環境をかつての姿に復元することは現実的ではなく、また、整備を伴わない無作為的な自然環境の発生は、結果として人や生物の生活環境を損ねることがあります。このため、計画的な整備・管理の下、緑地や水辺の再生を図ることが必要となっています。

### 取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、都市にさまざまな形態や規模の自然的環境の整備と、その適正な管理を行うことにより、「都市緑化、水辺の再生」を図ります。

### 市民の取組

- 庭への緑の植栽や、プランター、花壇の設置により、居住空間の緑化を進めます。
  - 地域、学校、団体などによる花いっぱい運動や緑化活動に積極的に参加します。
  - 除草、剪定、土砂さらいなど、河川、水路の清掃活動に積極的に参加します。
  - 身近な動植物の生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の飼育、栽培は控えます。
- また、ペットは最後まで責任を持って飼育します。

### 事業者の取組

- 敷地内とその周辺に緑化に努めます。
- 土地の造成等にあたっては、出来る限り緑地を保全します。
- ライトアップなどの屋外照明については、動植物への影響にも配慮します。
- 緑化に貢献できる製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 除草、剪定、土砂さらいなど、河川、水路の清掃活動に積極的に参加します。



## 市の取組

- 開発許可制度との調整を図りながら、自然環境との調和のとれた土地利用を促進します。
- 街区公園、緑道、広場の緑化の整備を進めるとともに、既存の樹木を適正に管理します。
- 「防府市緑化推進委員会」と連携し、緑花祭の開催、苗木の無償配布など、市民・事業者による緑化活動の機会を提供します。
- 河川・港湾施設の整備にあたっては、親水空間の創出に努めます。
- 河川機能の保全を図るため、準用河川・普通河川や水路の除草、浚渫、整備等を行います。
- 佐波川の環境保全を図るため、上下流の住民・自治体が協力して、森林ボランティアによる森林整備を進めます。

## 満足度指標

指標名	現状 (年度)	確認年度 (H32年度)
利用しやすく、安らげる公園や緑地が整備されている	26% (H22)	50%

## 進捗管理指標

指標名	種別	現状 (年度)	進捗確認年度	
			(H27年度)	(H32年度)
身近な場所に草木や花を植えている	市民意識度	77% (H23)	85%	90%
店舗内・敷地内の緑化に努めている	事業者意識度	61% (H23)	70%	75%
記念植樹本数（延べ数）	市事業成果	1,120本 (H22)	1,350本	1,600本
森林ボランティアの参加人数 (年間)	市事業成果	325人 (H22)	300人	300人

## 関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○公園・緑地の整備、○適正な土地利用の推進

## 関係計画

- 防府市緑の基本計画、○防府市の都市計画に関する基本的な方針

---

## 人と自然のふれあいの確保

---

### 現状と課題

私たちは、恵まれた自然環境との交流を通じて、自然の摂理を学び、美意識や情操を養い、安らぎを得てきました。また、それらの経験により、自然の大切さを再認識することが、自然環境の再生に向けての取組につながっています。

さらに、近年の自然志向の高まりの中で、自然に親しみたいという人は増えており、その対象も原生的な自然環境だけではなく、干潟、草地、池沼などの身近な自然環境のほか、新たに創造された憩いの空間、さらには、農林水産業の現場などに広がっています。

しかし、私たちの生活・事業活動により減少・疲弊した自然環境は、十分に再生されておらず、自然とのふれあいの場や機会を積極的に増やしていくことが必要です。

### 取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、人と自然とが共生できる空間を整備するとともに、自然環境を旅行・レクリエーションや学習などの場にするにより、「人と自然のふれあいの確保」を図ります。

### 市民の取組

- 自然とふれあう場からは、ごみを持ち帰ります。
- 動植物のむやみな捕獲・採取、自然環境への外来種の持込みは行いません。
- 自然環境の保全、自然環境の中での学習などのイベントに積極的に参加します。
- 自然環境を体感する旅行を積極的に選択するとともに、その旅行先でのルールを守ります。
- レクリエーションの場には、自然と共生できる空間を積極的に選択します。

### 事業者の取組

- 社会貢献活動にあたっては、自然環境の再生に関する活動を積極的に選択します。
- 消費者が自然環境を体感する旅行などの商品の開発・販売に努めます。
- 自然とふれあう場となる店舗、宿泊施設などの設置に努めるとともに、その事業に伴う自然環境への影響を最小化します。

## 市の取組

- 森林公園、大平山山頂公園・山麓公園を良好な状態に整備・管理します。
- 海水浴場が快適に利用されるよう適正な運営・管理又は必要な支援を行います。
- 市営市民農園が利用者にとって快適な空間となるよう適切に維持・管理します。
- 市内外から訪れ参加する人にとって、魅力的なエコツアーを創出します。
- 「特色のある教育活動」において、稲作体験や農業体験など、自然とふれあう活動を行います。
- 自然環境等の地域資源を活用した生涯学習の場をつくります。
- 水辺の学校等、自然の中で行う参加型の環境調査を行います。

## 満足度指標

指標名	現状 (年度)	確認年度 (H32 年度)
自然とふれあえる場所やイベントが充実している	26% (H23)	50%

## 進捗管理指標

指標名	種別	現状 (年度)	進捗確認年度	
			(H27 年度)	(H32 年度)
レジャー・旅行では、自然に親しめる場所に出かけるようにしている	市民意識度	59% (H23)	65%	70%
自然に外来種を持ち込まないようにしている	市民意識度	78% (H23)	85%	90%
「水辺の学校」等の開催回数 (年間)	市事業成果	0回 (H22)	3回	3回

## 関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○公園・緑地の整備、○農業の振興、○林業の振興、
- 水産業の振興、○観光の振興

## 関係計画

- 防府市緑の基本計画、○防府市観光振興基本計画

## 農林水産業の基盤整備と担い手の育成

### 現状と課題

農地は、水源涵養機能を持ち、多様な生物の生息・生育の場でもある重要な自然環境です。また、森林も同様に水源涵養機能、防災機能を持ち、多様な生物の生息・生育の場であるほか、二酸化炭素の吸収源となっています。

さらに、農林水産業の現場は、生産の場としてだけでなく、人と自然とのふれあいの場としても捉えられており、人と自然との共生においても必要な空間となっています。

このため、農地、山林、漁港、海・川を持続可能な方法で利用し、維持・管理している農林水産業者は、自然環境の保全者ともいえます。

しかし、農林水産業は、採算性の低下、産業構造の転換などの理由により、その持続性が危ぶまれています。今後も、農地、山林等の多面的な機能を維持するとともに、人と自然との共生に向けた先人の知恵と伝統を守っていくためには、農林水産業を産業として活性化していくことが必要です。

### 取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、自然環境と共生した農林水産業の持続的な発展のため、「農林水産業の基盤整備と担い手の育成」を図ります。

### 市民の取組

○食育、間伐材利用、魚介類の種苗放流イベントなどを通じて、農林水産業に関心を持ち、農林水産業への理解を深めます。

### 事業者の取組

- 用排水路、漁港、林道など必要な設備の維持管理に努めます。
- 事業規模の拡大、事業の効率化、販路の開拓など経営基盤の強化を図ります。
- 新規就業希望者への研修などには積極的に協力します。
- 有機栽培や減農薬栽培など消費者の安全・安心のニーズにあった生産に努めます。
- 遊休農地の管理にあたっては、景観植物の栽培、地域が利用する菜園化などに努め、住宅地域との交流を図ります。
- 造林、保育、間伐など森林の状況に応じた、適正な森林管理に努めます。
- 魚網、廃船などの適正な処分を行うとともに、海底清掃や浮遊物などの回収清掃、藻場の再生などに努め、水産資源の維持に向けた漁場の保全を図ります。

## 市の取組

- 農地、農家の現況を把握するとともに、その情報が有効活用されるよう整備します。
- 用排水路、農道、暗渠排水、樋門、水門、ため池等の維持・改良を促進します。
- 認定農業者、集落営農者、新規就農者に必要な支援を行います。
- 認定農業者等による経営規模の拡大を支援します。
- 鳥獣による農作物等への被害の防止を図ります。
- 市有林の現況を把握するとともに、必要な管理を行います。
- 森林管理巡視員制度を活用するとともに、必要な助成を行い民有林の保育を促進します。
- 造林、保育、伐採等に必要な林道を計画的に整備します。
- 漁港施設の機能保全計画に基づき、基盤整備の強化を図ります。
- 新規漁業就業希望者に対して研修などの支援を行います。

## 満足度指標

指標名	現状 (年度)	確認年度 (H32 年度)
農地が有効に利用され、適正に保全されている	14% (H23)	35%
森林資源の保護育成や有効活用が行われている	15% (H22)	35%

## 進捗管理指標

指標名	種別	現状 (年度)	進捗確認年度	
			(H27 年度)	(H32 年度)
農地利用集積割合（認定農業者・特定農業法人等管理水田面積割合）	市事業成果	25% (H22)	35%	50%
民有林造林面積（延べ面積）	市事業成果	4.2ha (H22)	7ha	10ha
小規模作業林道整備延長（延べ延長）	市事業成果	4,360m (H22)	4,700m	5,200m
漁港機能保全整備箇所数（延べ数）	市事業成果	0 漁港 (H22)	1 漁港	2 漁港

## 関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 農業の振興、○林業の振興、○水産業の振興

## 関係計画

- 防府市農業振興地域整備計画、○防府市鳥獣被害防止計画、○防府市森林整備計画

---

## 新たな産業の育成

---

### 現状と課題

産業革命以降の産業技術の発達は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会をつくり、その結果、かつての深刻な産業型公害を引き起こすとともに、化石燃料、生物資源の枯渇が懸念されています。

しかし、現在においては、環境汚染からの回復や自然環境の再生、そして省エネルギー・省資源の実現について、産業技術の発達により達成されることが期待されています。

また、市域の自然環境のほとんどが、人の生活と密接な関係にある本市にとって、自然・生物等の地域資源の保全のためには、地域社会の維持が必須です。少子高齢化と産業構造の転換が進む中、地域の主体的・自立的な経済活動に向け、地域の特色と資源を活用した新たな産業振興が求められています。

### 取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、環境の保全に貢献する技術の発達とその普及や、自然・生物等の地域資源と共にある地域社会の維持のため、「新たな産業の育成」を図ります。

### 市民の取組

○消費や消費者モニター制度への協力などを通じて、環境の保全に貢献する新たな商品の普及に努めます。

### 事業者の取組

- 環境の保全を付加価値とした製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 地域の資源を再評価し、防府市ならではの製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 事業場の観光資源化には、積極的に協力します。
- 異業者、異業種との交流を活発化し、新たな事業展開の創出に努めます。
- 物流の効率化を図ります。
- 新たな事業の開始、事業の拡大にあたっては、地域の雇用の創出に努めます。

## 市の取組

- 地域資源など地域固有の優れた商品等による「防府ブランド」の創出を促進します。
- 財団法人山口・防府地域工芸・地場産業振興センターへの助成を通じ、地域資源を活用した新事業等の支援を行います。
- 市内中小企業に必要な助成を行い、その育成・振興を図ります。
- 企業の進出等を後押しする優遇措置や土地情報の提供を周辺市町に先駆けて実施し、企業立地による産業活力の向上を図ります。
- 重要港湾三田尻中関港について、「三田尻中関港港湾計画」に基づき、その整備と利用の促進を図ります。
- 地域資源を再評価し、本市の特性をいかす観光振興を図ります。
- ものづくり体験や見学の場、食の魅力などの創出を通じ、農林水産業をはじめとする産業と観光の連携を図ります。

## 満足度指標

指標名	現状 (年度)	確認年度 (H32 年度)
企業の生産活動が活発に行われている	22% (H22)	45%
まちの資源をいかした、魅力的な観光地となっている	17% (H22)	40%

## 進捗管理指標

指標名	種別	現状 (年度)	進捗確認年度	
			(H27 年度)	(H32 年度)
環境保全や地域ブランドなどを意識した事業展開を図っている	事業者意識度	35% (H23)	40%	45%
企業誘致優遇措置指定件数(年間)	市事業成果	6 件 (H22)	4 件	5 件
売れるものづくり事業による新製品開発着手等事業者数(延べ数)	市事業成果	15 社 (H22)	35 社	50 社

## 関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 農業の振興、○林業の振興、○水産業の振興、○工業の振興、○観光の振興、
- 広域交通ネットワークの整備

## 関係計画

- 防府市観光振興基本計画

---

## 地産地消の推進

---

### 現状と課題

農作物等の生産地から消費地への輸送に伴って発生する環境への負荷を指標化したフードマイレージに代表されるように、生産地と消費地のあり方による環境への影響については、以前から考えられてきました。

また、農作物の生産等に必要の水の移動を指標化したヴァーチャルウォーターなどにより、生産地のみならず、消費地から見た資源の消費と環境への負荷が明らかになってきており、食料・飲用水を含む世界的な資源不足の懸念が、私たちの日常生活や事業活動と関連していることを認識することが求められています。

さらには、直接的な人の健康や環境汚染への関心の高まりに伴う、消費者の商品に対する安心・安全へのこだわりに応えるためには、生産地、流通の可視化が重要です。

これらの状況の中、生産地と消費地のあり方については、公正かつ自由な経済活動が阻害されない範囲において、生産地と消費地の距離が最小化される地産地消を進めることが必要です。

### 取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、農作物、水産物をはじめとする地元の生産物を積極的に選択するとともに、地元消費者のニーズにあった生産に努めることにより、「地産地消の推進」を図ります。

### 市民の取組

- 地元の食材を積極的に選択します。また、食品の購入も地元の食材を使用したものを積極的に選択します。
- 地元で生産された商品を積極的に選択します。また、贈答品などでは、防府ブランドの商品を積極的に選択します。
- 地元の観光地、飲食店などの利用を通じ、防府の文化、特産物の再認識を図ります。
- 事業者との交流を通じ、事業者へ消費者ニーズを届けます。

### 事業者の取組

- 原材料、資材等の調達にあたっては、地元産のものを積極的に選択します。
- 生産地、生産者等が消費者に見える生産、流通、販売を積極的に進めます。
- 市民との交流を通じた、消費者ニーズの把握に努めます。
- 環境保全活動、地域貢献活動とその公表による、地元での知名度の向上に努めます。



## 市の取組

- 財団法人山口・防府地域工芸・地場産業振興センターへの助成を通じ、地産地消を基本理念とした地場製品の販路開拓を促進します。
- 消費生活活動グループと協働し、生産者と消費者の交流事業を実施します。
- 安全・安心で新鮮な旬の地元農産物についての情報を発信します。
- 各種補助制度の運用にあたっては、市内事業者の育成を考慮します。
- 生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図るため、青果市場の適正かつ健全な運営を確保します。
- 食生活と食肉衛生の向上を図るため、と畜場の適正な管理・運営を確保します。

## 満足度指標

指標名	現状 (年度)	確認年度 (H32 年度)
地域の特性をいかした農産物が生産され、身近な場所で購入することができる	56% (H22)	80%
水産物が安定して供給され、魚の消費拡大が進められている	33% (H22)	55%

## 進捗管理指標

指標名	種別	現状 (年度)	進捗確認年度	
			(H27 年度)	(H32 年度)
積極的に地元産の食材を購入している	市民意識度	73% (H23)	80%	85%
原材料、資材の調達にあたっては、積極的に地元産を選択している	事業者意識度	56% (H23)	65%	70%
生産者と消費者の交流活動等実施回数	市事業成果	20 回 (H22)	30 回	30 回

## 関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 農業の振興、○林業の振興、○水産業の振興、○工業の振興、○観光の振興

## 関係計画

- 防府市観光振興基本計画

## 良好な自動車交通の推進

### 現状と課題

それぞれの移動先、用途にあった移動を容易にする自動車は、本市においても広く浸透した交通手段であり、今後もその利便性の高さから交通の中心であることが予想されます。

このため、自動車交通の課題となっている、排ガスによる大気汚染、騒音・振動、さらにはガソリン・軽油等の消費や、それに伴う二酸化炭素の排出といった環境への負荷を最小化する努力を続けなければなりません。

自動車交通による環境負荷の低減に向けては、交通量に応じた適切な道路、交差点、駐車場などの自動車交通環境が総合的に整備される必要があります。また、それらの継続的な維持のためには、延命化などによる負担の軽減を図ることが重要になります。

また、同様に環境性能の高い自動車の普及と、環境に配慮した自動車利用（エコドライブ）の浸透が必要です。

### 取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、交通量に応じた自動車交通環境を整備するとともに、環境に配慮した自動車利用を行うことにより、「良好な自動車交通の推進」を図ります。

### 市民の取組

- 自動車、バイクの暴走行為は行いません。
- エコドライブの実践に努めます。
  - ・緩やかな加速・減速など環境に配慮した運転に心がけます。
  - ・地図、ナビゲーションシステムを活用し、走行距離の最短化に努めます。
  - ・渋滞情報の活用により渋滞の回避に努めます。
  - ・渋滞の原因とならないよう駐停車の場所を考慮します。
- 自家用車やタイヤなどの購入にあたっては、環境性能の高いものを積極的に選択します。

### 事業者の取組

- 事業活動におけるエコドライブの徹底を図ります。
- 従業員の通勤等におけるエコドライブの促進を図ります。
- 自動車やタイヤなどの購入にあたっては、環境性能の高いものを積極的に選択します。
- 適切な位置に駐車場を確保するよう努めます。
- 顧客等が道に迷わないよう事業場の案内に配慮します。
- 自動車利用による環境への負荷の低減に資する製品の開発、製造、販売に努めます。

## 市の取組

- 将来の交通体系を見据え、都市計画道路網の見直しなどを行うとともに、主要な計画道路の整備を進めます。
- 道路新設改良、土台改良、側溝改良などにより、道路の交通環境を確保します。
- 交通量の多い市道交差点について、改良を行います。
- 道路橋りょうの維持・管理を行うとともに、長寿命化修繕計画を策定するなど、費用の縮減を図ります。
- 公共性の高い私道の舗装、改良工事の促進を図ります。
- 中心市街地における円滑な道路交通の確保を図るため、駐車需要に応じ、市営駐車場を管理運営します。
- 「防府市都市サイン基本計画」に基づく誘導標識を整備するなど、自動車旅行者に分かりやすい道路環境を整備します。
- 各種キャンペーン、イベント等の実施によりエコドライブの周知を図ります。
- 通勤・事業活動等でのエコドライブの実践を促進します。

## 満足度指標

指標名	現状 (年度)	確認年度 (H32年度)
市中心部や周辺都市へ快適にアクセスできる幹線道路網が整っている	50% (H22)	70%

## 進捗管理指標

指標名	種別	現状 (年度)	進捗確認年度	
			(H27年度)	(H32年度)
急発進・急加速をしないなど、自動車の燃費を考えた運転をしている	市民意識度	80% (H23)	85%	90%
自動車、タイヤ等の購入の際は、燃費性能を優先している	市民意識度	66% (H23)	75%	80%
従業者にエコドライブの実践を促している	事業者意識度	61% (H23)	70%	75%
都市計画道路の整備進捗率	市事業成果	52% (H22)	54%	56%
市道の改良率	市事業成果	69% (H22)	72%	74%

## 関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○広域交通ネットワークの整備、○生活交通の充実

---

## 多様な交通手段の確保

---

### 現状と課題

本市における日常の生活・事業活動では、利便性の高い自家用車の利用が多くなっていますが、自家用車への過度な依存は、交通による環境への負荷を高めることとなります。

平坦な土地が多く比較的温暖的な気候である本市にあっては、自家用車の利用だけではなく、移動先、用途に合わせて徒歩又は自転車を利用を選択することが、環境への負荷の低減のほか、心身の健康のためにも有効です。

また、自家用車に比べ環境への負荷が少ないバス、鉄道などの公共交通機関についても、少子高齢化などの影響により、自家用車の運転が困難な人が増えていくことが予想されることも併せ、その維持・確保を前提とした活性化を進める必要があります。

### 取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「良好な環境を創造するまちづくり」において、自家用車だけに依存することなく、徒歩、自転車、公共交通機関の利用などを柔軟に選択するとともに、それらを選択しやすい交通環境を整備することにより、「多様な交通手段の確保」を図ります。

### 市民の取組

- 移動先、目的などの状況に応じて、徒歩、自転車、自家用車、バス、鉄道などの移動手段を柔軟に選択します。
- ウォーキング、サイクリングなどを通じて、日頃から徒歩、自転車利用を身近なものとして親しむよう努めます。
- 散策、サイクリング大会、路線バス啓発などのイベントに積極的に参加し、自家用車以外の移動手段にも関心を向けます。
- 歩道・自転車歩道及び公共交通機関は、ルールを守るとともに、ゆずりあいの心を持って利用します。
- 自転車を利用する際は、駐輪マナーを守ります。

### 事業者の取組

- 移動先、目的などの状況に応じて、徒歩、自転車、自家用車、バス、鉄道などの移動手段を柔軟に選択します。
- 事業場に駐輪場を設置するよう努めます。

- 徒歩、自転車利用のきっかけとなる、魅力的なウォーキンググッズ及び自転車の開発、製造、販売に努めます。
- 利便性が高く、利用したくなる公共交通サービスを展開します。

### 市の取組

- 計画的な歩道の新設・整備と学校周辺歩道部におけるカラー舗装を推進します。
- 観光者による公共交通利用や、まち歩きのため、道路、観光ルート等を整備します。
- 自転車道と観光資源等の連携により観光施策を推進する「サイクルツアー推進事業」の一環として自転車歩道の整備を図ります。
- 中心市街地及び防府駅へのアクセスにおける自転車利用者のため、市営駐輪場を管理運営するとともに、駐輪禁止区域における放置自転車の撤去を行います。
- 「山口防府バイコロジー運動をすすめる会」と連携し、各種イベント、自転車の無料安全点検などを通じた自転車利用の促進を図ります。
- 「防府市生活交通活性化推進協議会」を中心にした路線バスの活性化に取り組みます。

### 満足度指標

指標名	現状 (年度)	確認年度 (H32 年度)
安全に通行できる生活道路が整備されている	43% (H22)	65%
通勤や通学、買い物のための公共交通機関が整っている	27% (H22)	50%

### 進捗管理指標

指標名	種別	現状 (年度)	進捗確認年度	
			(H27 年度)	(H32 年度)
近くへの買い物などへは、徒歩や自転車で行くようにしている	市民意識度	47% (H23)	55%	60%
従業者に徒歩、自転車、公共交通機関を利用した通勤を促している	事業者意識度	21% (H23)	30%	35%
路線バス（市内で完結する系統）利用者数（年間）	市事業成果	386,000人 (H22)	450,000人	480,000人

### 関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進、○観光の振興、○生活交通の充実

### 関係計画

- 防府市生活交通活性化計画

---

## 環境教育・環境学習を広げます

---

### 現状と課題

現在の環境問題の多くは、日常の生活や事業活動が大きく影響しており、また、その検証は、科学的な根拠をもって行われていますが、生活様式・事業活動の多様化に伴い、画一的な取組による環境保全活動の推進は、効率的ではなくなっています。

このため、環境の保全にあたっては、それぞれが環境の保全について積極的に学習し、環境問題への理解を深めることで、それぞれの生活・事業活動に合った取組を進めていくことが重要です。

また、ビオトープの管理・観察や、工場見学など、原体験を通じた教育が求められているほか、環境意識の高揚、生涯学習への機運の高まり、高度情報化の進展などを背景に、より多様な学習機会が求められていることから、さまざまな主体による環境教育・環境学習の場づくりが必要となっています。

### 取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「みんなで考えみんなが築くまちづくり」において、環境の保全について積極的に学ぶとともに、多様な主体、題材、場所による環境教育・環境学習の機会を数多く設けることにより、「環境教育・環境学習を広げます」。

### 市民の取組

- メディアの視聴にあたっては、環境の保全をテーマとしたものを積極的に選択します。
- 関心を持った環境問題については、書籍、インターネットのほか関係機関の活用により、理解を深めます。
- 環境教育・学習イベントには積極的に参加します。
- 地域、職場などの身近な集まりの中で、「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」や「生涯学習指導者バンク」を活用するなど、環境教育・学習の場を積極的に設けます。
- 知識と経験をいかし、環境教育・学習の場を積極的に開くとともに、「生涯学習指導者バンク」への登録など環境教育・学習の取組への協力に努めます。

### 事業者の取組

- 事業所内における環境学習や、地域などで行われる環境教育・学習への参加を積極的に進めます。
- 専門的な知識と技術又は自らの製品・商品をいかした環境教育・学習の場の創出に努めます。

- 事業場の見学など、環境教育・学習の取組への協力に努めます。
- 環境教育・学習の資材となる製品・商品の開発、製造、販売に努めます。

### 市の取組

- 「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」を通じ、環境学習の機会を提供します。
- 民間事業者、民間団体、教育機関等の連携を促進し、環境教育の機会を創出します。
- 環境教育資材を作成するとともに、市内小・中学校との連携を図り、環境教育の充実に努めます。
- 冊子、ステッカーなどの資材の作成と配布、各種イベントの開催などにより環境教育・学習のきっかけづくりを行います。
- 要望ごとに環境教育・学習の資料を作成するなど、環境教育・学習を行う団体等に対して、きめ細かい支援を行います。
- 「生涯学習ボランティア養成講座」や「生涯学習指導者バンク」などを通じ、さまざまな関係機関や関係団体による環境学習を促進します。
- 防府市青少年科学館（ソラール）の施設機能の充実に努めることによる、幼児から高齢者までを対象とした科学教育の推進を通じ、環境教育・学習機会の提供を図ります。

### 満足度指標

指標名	現状 (年度)	確認年度 (H32年度)
環境教育・環境学習を受ける機会が充実している	14% (H23)	35%

### 進捗管理指標

指標名	種別	現状 (年度)	進捗確認年度	
			(H27年度)	(H32年度)
環境教育・環境学習のイベント等に参加している	市民意識度	12% (H23)	20%	25%
事業所内での環境教育・環境学習を実施している	事業者意識度	33% (H23)	40%	45%
市による環境学習講座への参加者数（年間）	市事業成果	15人 (H22)	300人	300人
環境保全分野における指導者バンク登録者数	市事業成果	12人・団体 (H22)	15人・団体	20人・団体

### 関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進

---

## 自主的な取り組みと協働の輪を広げます

---

### 現状と課題

持続可能な地域社会の構築に向けては、環境の保全と経済の発展がお互い良い影響を与えながら継続的に推進されることが不可欠です。そのためには、環境の保全に関する統一的な規制と義務的な経費負担の最小化に向け、各主体がそれぞれの現状に見合った環境保全活動を自主的に行うことが重要です。

また、これまで、行政が中心となって担ってきた公共をNPO、地域団体、企業、行政などの多様な主体が担う「新しい公共」の考えの下、環境の保全に向けた取組も、各主体が自己の決定と責任により進めていくことが求められています。

さらに、市民・事業者・市における共通の認識と公平な負担の下、環境の保全を進めるためには、具体的な取組での協働を通じて、各主体の相互理解を図ることも必要となります。

### 取組の方針

私たちは、環境の保全に向けた「みんなで考えみんなが築くまちづくり」において、それぞれが自主的に活動するとともに、他者とのコミュニケーションを大事にすることにより、「自主的な取組と協働の輪を広げます」。

### 市民の取組

- 環境の保全に向けた取組を自主的に行います。
- 地域、職場などの身近な集まりでのコミュニケーションを大切にします。
- 多様なコミュニティに積極的に関わり、お互いの価値観の理解を深めます。
- 環境の保全に向けた取組の輪に参加するとともに、活動に必要な資金等の調達と提供に努めます。

### 事業者の取組

- 環境の保全に向けた取組を自主的に行います。また、取組を進めるにあたっては、地域、行政等との協働に努めます。
- 地域の市民とのコミュニケーションを大切にし、お互いの価値観の理解を深めます。
- 環境保全活動を行う民間団体に対する資金、人材等の提供や、資金、人材確保の協力を努めます。



## 市の取組

- 「防府市市民活動支援センター」の充実や「市民参画協働条例（仮称）」の策定などによる自主的・主体的な市民活動を推進します。
- 複雑多様化した地域の課題に対し、地域が主体的に行動することができる「新たな地域コミュニティ組織」の構築と支援を進めます。
- 地域ぐるみによる一斉清掃により、排出された廃棄物を自ら搬入する自治会等への助成や、排出された汚泥等の回収を行うとともに、自主的な資源ごみの回収活動を行う住民団体及びその協力事業所への助成を行い、清掃活動や資源ごみの回収活動を通じた地域の環境に関する活動を促進します。
- 「環境保全協定」の締結とその運用により、事業所における自主的な環境保全活動を促進します。
- 環境マネジメントシステムの普及を促進します。
- 地球温暖化対策、特に二酸化炭素削減に向けた各種キャンペーンを中心に、環境保全活動のきっかけづくりを行います。
- 啓発看板の作成、無料配布を行うなど、市民、事業者による環境意識に関する啓発活動を促進します。

## 満足度指標

指標名	現状 (年度)	確認年度 (H32 年度)
地域での清掃などの環境美化活動が進められている	67% (H22)	80%

## 進捗管理指標

指標名	種別	現状 (年度)	進捗確認年度	
			(H27 年度)	(H32 年度)
地域の環境美化活動などに参加している	市民意識度	45% (H23)	50%	55%
地域、NPO、行政等と協同した環境保全活動を行っている	事業者意識度	18% (H23)	25%	30%
環境保全分野における防府市市民活動支援センターへの市民活動団体の登録数	市事業成果	7 団体 (H22)	9 団体	12 団体
環境保全協定締結率	市事業成果	100% (H22)	100%	100%
CO <sub>2</sub> 削減運動取組事業所数	市事業成果	91 事業所 (H22)	120 事業所	160 事業所

## 関連施策（第四次防府市総合計画における施策）

- 環境保全対策の推進

## 附属資料

### 1 環境意識調査

本計画の策定の基礎資料とするため、市民や事業者を対象に環境に対する意識（現状認識及び行動）についての調査を行いました。

また、この調査の結果を、本計画の進行管理を行うために設定した満足度指標及び進捗管理指標のひとつにすることにしています。このため、本計画の計画期間においては、同様の調査を継続して行う予定にしています。

#### 【調査期間】

平成 23 年 8 月 17 日～平成 23 年 8 月 31 日

#### 【調査の方法】

18 歳以上の市民及び従業者数 4 人以上の市内事業者を対象に、無作為抽出を行い、郵送による調査票の配布・回収を行う方法で調査しました。

#### 【回答の方法】

設問ごとに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらともいえない」、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の 5 つの選択肢があり、そのいずれかに○をつける方法により回答していただきました。

#### 【調査の有効回答数と有効回収率】

	調査対象数	有効回答数	有効回収率
市民	1,000 人	482 人	48.2%
事業者	300 事業所	173 事業所	57.7%

#### 【本計画への反映方法】

設問ごとの選択肢のうち、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の有効回答数内の割合を合計した値（小数点以下、四捨五入。）を、満足度指標及び進捗管理指標の現状値として計画に反映させています。

#### I 満足度

満足度については、市民への設問と事業者への設問が同じですので、市民、事業者の回答を合計した数値を指標にしています。

進捗確認年度（平成 32 年度）の数値は、現状値から 20 ポイントを加算した後、5%刻みで切り上げた数値を設定しています。ただし、80%の市民・事業者が

満足していると回答した場合、その設問内容については、概ね良好な状況にある  
と言えると考え、上限を80%としています。

## II 意識度

意識度については、市民への設問と事業者への設問が異なりますので、それぞ  
れの数値を市民意識度、事業者意識度として指標にしています。

進捗確認年度(平成32年度)の数値は、現状値から10ポイントを加算した後、  
5%刻みで切り上げた数値を設定しています。ただし、95%の市民・事業者が  
意識していると回答した場合、その設問内容については、概ね良好な状況にある  
と言えると考え、上限を95%としています。(現状が95%以上となっている設問  
内容については、現状を維持することとしています。)

また、計画期間の中間の進捗確認年度(平成27年度)の数値は、現状値と平  
成32年度の数値との中間の数値を基に、5%刻みで切り上げた数値を設定して  
います。

### **【回答の結果】**

回答の結果については、49ページから51ページの一覧表のとおりです。

環境意識調査 【満足度】に関する設問への回答割合 一覧表

		そう 思う	そ ど ち ら か と い え ば	ど ち ら と も い え な い	そ ど ち ら か と い え ば	そ う 思 わ な い
大気汚染や悪臭のない、きれいな空気が確保されている	市民	17.3%	43.4%	24.8%	9.2%	5.2%
	事業者	20.9%	50.0%	20.9%	5.8%	2.3%
	合計	18.3%	45.2%	23.8%	8.3%	4.5%
海や川のきれいな水が保たれている	市民	14.6%	40.8%	27.8%	10.0%	6.7%
	事業者	20.9%	42.4%	23.8%	10.5%	2.3%
	合計	16.3%	41.2%	26.8%	10.2%	5.5%
日常生活に必要な静穏が保たれている	市民	22.0%	43.9%	19.9%	9.0%	5.2%
	事業者	21.5%	49.4%	19.2%	8.7%	1.2%
	合計	21.8%	45.4%	19.7%	8.9%	4.2%
ごみの処分が、適正に行われている	市民	30.1%	41.6%	15.7%	7.7%	4.8%
	事業者	21.6%	50.9%	17.0%	8.2%	2.3%
	合計	27.9%	44.1%	16.0%	7.9%	4.2%
省エネ家電や太陽光発電などの普及が進んでいる	市民	4.2%	13.0%	39.0%	29.6%	14.3%
	事業者	2.9%	9.9%	35.7%	36.3%	15.2%
	合計	3.9%	12.2%	38.1%	31.3%	14.5%
自然とふれあえる場所やイベントが充実している	市民	5.5%	21.4%	35.4%	23.7%	14.0%
	事業者	2.9%	19.2%	38.4%	20.3%	19.2%
	合計	4.8%	20.8%	36.2%	22.8%	15.4%
農地が有効に利用され、適正に保全されている	市民	2.7%	12.1%	37.4%	27.5%	20.3%
	事業者	2.9%	8.8%	42.7%	26.9%	18.7%
	合計	2.8%	11.2%	38.8%	27.3%	19.9%
環境教育・環境学習を受ける機会が充実している	市民	2.7%	12.5%	45.2%	26.2%	13.3%
	事業者	2.9%	8.2%	49.7%	24.6%	14.6%
	合計	2.8%	11.3%	46.4%	25.8%	13.7%

※小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100%にならないことがある。  
また、同様に満足度指標の現状値と合わないことがある。

環境意識調査 【市民意識度】に関する設問への回答割合 一覧表

	そう 思う	そど ちらか とい え ば	ど ち ら と も い え な い	そど ちら か と い え ば	そう 思 わ な い
ペットの臭いや塗料等を使う時の臭いが近隣の迷惑にならないよう気をつけている	48.5%	32.4%	14.8%	2.1%	2.1%
洗剤は適量を量るなど生活廃水の汚れに気をつけている	48.5%	33.5%	12.5%	4.0%	1.5%
テレビやピアノなどの音が近隣の迷惑にならないよう気をつけている	53.9%	36.4%	6.9%	1.3%	1.5%
ごみの出し方のルールを守っている	81.3%	15.8%	1.9%	0.4%	0.6%
レジ袋や割り箸など使い捨て製品は出来るだけ使わないようにしている	43.0%	34.4%	15.9%	4.8%	1.9%
こまめな消灯など節電に心がけている	48.2%	36.2%	12.1%	2.5%	1.0%
身近な場所に草木や花を植えている	56.5%	20.8%	12.3%	5.2%	5.2%
レジャー・旅行では、自然に親しめる場所に出かけるようにしている	25.1%	33.6%	30.3%	6.3%	4.8%
自然に移入種（外来種）を持ち込まないようにしている	60.3%	18.0%	17.8%	1.7%	2.1%
積極的に地元産の食材を購入している	40.0%	33.1%	21.5%	3.1%	2.3%
急発進・急加速をしないなど、自動車の燃費を考えた運転をしている	45.2%	34.8%	15.7%	2.2%	2.0%
自動車、タイヤ等の購入の際は、燃費性能を優先している	34.1%	31.6%	26.2%	5.2%	2.9%
近くへの買い物などへは、徒歩や自転車で行くようにしている	26.3%	20.6%	23.3%	14.9%	14.9%
環境教育・環境学習のイベント等に参加している	3.2%	8.8%	33.6%	24.0%	30.4%
地域の環境美化活動などに参加している	19.3%	26.1%	23.5%	13.8%	17.4%

※小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100%にならないことがある。  
また、同様に進捗管理指標の現状値と合わないことがある。

環境意識調査 【事業者意識度】に関する設問への回答割合 一覧表

	そう 思う	そう 思わ か と い え ば	ど ち ら と も い え な い	そ ど ち ら か と い え ば	そ う 思 わ な い
ばい煙、粉じん、悪臭の発生の有無や程度を把握し、対策を講じている	28.1%	28.7%	34.1%	6.0%	3.0%
排水にあたっては、水質汚濁や土壌汚染への影響を考慮している	32.1%	34.5%	25.6%	6.5%	1.2%
所有する土地の土壌汚染の有無等について把握している	25.1%	26.3%	23.4%	15.6%	9.6%
恒常的な騒音・振動の発生の有無や程度を把握し、対策を講じている	21.7%	31.9%	34.3%	8.4%	3.6%
騒音・振動の発生する作業を行う場合には、近隣への声かけを行っている	30.3%	30.3%	25.5%	9.1%	4.8%
製造・販売する製品・商品は、使用後の処分方法を確保又は把握している	40.6%	33.1%	21.9%	3.1%	1.3%
包装・梱包の簡素化に努めている	34.4%	35.6%	25.6%	2.5%	1.9%
製造・販売する製品・商品の長寿命化に努めている	32.9%	30.4%	31.6%	2.5%	2.5%
エネルギー消費量を把握し、その削減を図っている	22.7%	37.4%	27.6%	8.6%	3.7%
省エネ化された製品・商品の開発、製造、販売に努めている	19.4%	32.3%	40.0%	3.9%	4.5%
店舗内・敷地内の緑化に努めている	26.2%	34.5%	26.2%	9.5%	3.6%
環境保全や地域ブランドなどを意識した事業展開を図っている	12.2%	23.2%	50.0%	7.9%	6.7%
原材料、資材の調達にあたっては、積極的に地元産を選択している	29.5%	26.5%	30.1%	6.6%	7.2%
従事者にエコドライブの実践を促している	21.8%	39.4%	32.9%	3.5%	2.4%
従事者に徒歩、自転車、公共交通機関を利用した通勤を促している	5.3%	15.9%	44.7%	14.1%	20.0%
事業者内での環境教育・環境学習を実施している	10.5%	22.2%	36.3%	10.5%	20.5%
地域、NPO、行政等と協同した環境保全活動を行っている	5.3%	12.9%	37.1%	21.8%	22.9%

※小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100%にならないことがある。  
また、同様に進捗管理指標の現状値と合わないことがある。

## 2 用語解説

---

あ行

---

### 【アスベスト】

天然の繊維状鉱物。建物の耐火材や断熱材として幅広く使用されてきたが、呼吸により肺の組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て健康障害を引き起こすおそれがある。

### 【一定規模以上の事業所】（「環境保全協定」の締結を市から働きかける事業所の規模）

- 1 水質汚濁防止法及び山口県公害防止条例に規定する污水等に係る特定施設を設置する工場又は事業場のうち、
  - ①カドミウム等の有害物質を製造し、使用し、若しくは処理するもの。
  - ②1日当たりの平均的な排水の量が100 m<sup>3</sup>以上のもの。
- 2 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を設置する工場又は事業場のうち、燃料用重油の年間使用量が300 kℓ以上のもの。
- 3 騒音、振動について特に静穏の保持が必要と認められる工場又は事業場。
- 4 悪臭防止法に定める特定悪臭物質を発生する工場又は事業場。
- 5 その他市長が環境の保全するうえで特に必要と認められる工場又は事業場。

### 【一般廃棄物】

産業廃棄物以外の廃棄物。

### 【ウォームビズ】

冬のオフィスを暖房だけに頼らずに快適に過ごすための服装。

### 【エコカー】

低公害車の通称。

従来からのガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。近年では、「低燃費かつ低排出ガス認定車」も含む。

### 【エコツーリズム】

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しつつ触れ合い、自然観光資源に関する理解を深める活動。

### 【エコライフ実践デー】

平成20年11月26日(水)に本市で行われた「レジ袋無料配布中止宣言」を契機に、

環境にやさしいライフスタイルへの転換を推進するため市独自に定めた日（毎週水曜日。）

#### 【エコワット】

簡易型電力表示器。コンセントに家電製品をつなげるだけで、消費した電気量等が確認できる機器。

#### 【NPO】

Non Profit Organization の略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。

#### 【温室効果ガス】※

太陽のエネルギーから地上で受けた熱を大気中にとどめる効果のある気体。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の6物質を温室効果ガスとして定義している。

---

#### か行

---

#### 【街区公園】

主に街区内に居住する者が利用することを目的とする都市公園。

#### 【外来種】

人の手により自然には分布していなかった地域に持ち込まれた生物種。

#### 【化学的酸素要求量】

水中の汚物を化学的に酸化し、安定させるのに必要な酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

#### 【化石燃料】

動植物の死がいや地中に堆積するなどして、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料。主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。

#### 【環境家計簿】

各家庭でのエネルギー消費量等を温室効果ガス排出量に換算し記録することで、各家庭での生活における温室効果ガス排出量を「見える化」する家計簿。



### 【環境基準】

環境基本法に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標で、人の健康の保護と生活環境の保全の観点から維持されることが望ましい基準。

なお、ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき環境基準が定められている。

### 【環境への負荷】

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

### 【環境保全協定】

環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ市と事業者が締結する、環境の保全に関する協定。（「防府市環境保全条例」。）

### 【環境マネジメントシステム】

組織が環境関連法令等の規制を遵守するだけでなく、自主的かつ積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価する一連の仕組。

### 【間伐材】

樹木や森林の健全な育成のため繰り返し実施される間引き伐採により得た木材。

### 【聞いて得するふるさと講座】

市民等の団体等からの要請に基づき、市職員を講師として派遣し行政情報等を提供する制度。通称は出前講座。

### 【クールビズ】

夏のオフィスを冷房だけに頼らずに快適に過ごすための服装。

### 【景観行政団体】

景観法に基づき、地域における景観行政を一元的に担う団体。

都道府県、政令市と中核市は、自動的に景観行政団体となるが、その他市町村は、都道府県知事との協議・同意を得て、景観行政団体となる。

### 【景観計画】

景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。

### 【景観計画区域】

景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の景観法に基づく措置がなされる区域。

### 【景観植物】

遊休農地などに植えられる、見て楽しむことのできる植物。代表的な植物として、コスモス、ヒマワリなどある。

### 【下水道長寿命化計画】

下水道整備の老朽化等を起因とする、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき策定する下水道整備の長寿命化対策に係る計画。

### 【減農薬栽培】

各地域の慣行的に行われている農薬の使用状況に比べて、農薬の使用を減らして行われる栽培。

### 【光化学オキシダント】

工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素などの物質が、太陽の光を受けて化学反応を起こすことでつくられる酸化力の強い物質（オキシダント）。

光化学スモッグの原因となり、高濃度の場合には、粘膜への刺激や呼吸器への影響を及ぼす。

### 【ごみ減量器】

廃棄物の減量化、再資源化を目的として、主に生ごみを堆肥化する容器・機器。

### 【ごみ集積施設】

家庭から排出される一般廃棄物の集積場所の美化と収集業務の効率化を図るために整備される施設。

### 【ごみ処理基本計画】

排出される廃棄物を可能な限り減量・資源化し、適正に処理・処分するための効率的な排出抑制・再資源化システムと、そのために必要不可欠な中間処理施設、最終処分施設に関する基本的な事項を定めた計画。

### 【ゴミゼロエミッション】

廃棄物を再資源化して有効活用することなどにより、廃棄物を一切出さない循環型

の社会システム。生産活動から出る廃棄物のうち埋め立て処分する量をゼロにすることをいう場合が多い。

---

## さ行

---

### 【サイクルツアー推進事業】

サイクリングを楽しみながら地域の魅力をゆっくりと堪能する新しいツーリズム（サイクルツアー）を普及し、地域の活性化を図るため、サイクリングロードと観光資源、川の親水施設、港湾緑地等との連携を強化する各種施策を総合的に推進する事業。

### 【最終処分場】

廃棄物の最終処分（埋め立てが原則とされている。）を行う場所。

埋め立て処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、基準を超えた有害物質が含まれる産業廃棄物を埋め立てる「しゃ断型処分場」、性質が安定している廃棄物を埋め立てる「安定型処分場」、しゃ断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる「管理型処分場」の3種類がある。

### 【財団法人山口・防府地域工芸・地場産業振興センター】

地域産業の振興を目的として、地域資源を活用した新規事業展開や商品開発、販路拡大などの支援事業を実施している。愛称は「デザインプラザHOFU」。

### 【在来種】

もともとその地域に分布していた生物種のこと。

### 【里地里山】

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きがけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、溜池、草原等で構成される地域概念。

### 【佐波川水辺の楽校】

環境学習や自然体験活動のフィールドとして、身近に存在し、自然環境が豊かな川への注目が集まっていることを背景に、国土交通省が1996年度から水辺での活動を安全かつ充実したものとするために行っているプロジェクトの一つとして佐波川に整備されたもの。

**【産業公害】**

事業活動にともなって発生する公害。

**【産業廃棄物】**

事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項で定められている。

**【CO<sub>2</sub>削減運動】**

ライトダウン、エコ通勤（ノーマイカーデーなど）、緑のカーテンの設置など、エネルギーの消費を少なくすることによる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の削減に向けて行う運動。

**【市営市民農園】**

農業体験の場を提供することにより、市民の農業への理解を促進するとともに、余暇の活用及び健康でゆとりのある市民生活の確保を図るため、市が設置した、市民がレクリエーションや生きがいを目的に、野菜などを栽培する小面積に区分した農地。

**【自然共生社会】**

大気、大地、川、海、生物など、全ての自然環境と人間とがともに暮らすことができ、人間が自然環境からの恵みを受けつづけることができる社会。

**【シックハウス】**

建材や内装材から発生した揮発性の有機化合物などにより、居住者が皮膚や目、気管支などの刺激症状、倦怠感、めまい、頭痛などの自覚症状を訴える建築物。

**【収集運搬許可業者】**

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市又は県の許可を得て廃棄物の収集運搬を行う者。

**【集落営農】**

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。

**【種苗】**

植物の種・苗、稚魚、稚貝などの総称。

### 【循環型社会】

適正な3R（発生抑制・再使用・再資源化）と処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させる社会。

### 【準用河川】

河川法の規定の一部を準用し、市町村長が指定した河川。

### 【省エネ家電】

従来のものに比べて、使用に伴うエネルギーの消費を削減した家電。

### 【省エネナビゲーション】

測定器と表示器から構成され、家庭での電力消費の状況が一目でわかるような機器。

### 【生涯学習指導者バンク】

生涯学習に関する豊富な知識や経験、技能のある個人及び団体を指導者として登録して、その情報を自発的な学習活動を行う市民に提供するなどする制度。

### 【浄化槽】

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理する浄化槽。

かつては合併処理浄化槽と呼ばれたが、現在は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の新設が実質的に禁止されているため、浄化槽と言えば合併処理浄化槽を意味する。

### 【消費者モニター制度】

消費者が消費生活における質問やアンケートに答える制度。

行政が消費生活の現状について安全で快適であるかを調査するために行う場合と、事業者が商品やサービスに関する情報を得るために行う場合とがある。

### 【食育】

健全な食生活の実現や食文化の継承など目的として、食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身に付けるための取組。

### 【食品ロス】

食べ残し、賞味期限切れ、調理の際の過剰な除去などにより、食べられるにもかかわらず廃棄されている食品。

### 【新エネルギー】

非化石エネルギーの製造、発生、利用、電気への変換により得られる動力のうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが特に必要なもの。

### 【親水空間】

水に触れたり、接したりして水に親しむ場。近年では、水辺のある公園や、魚類や昆虫との共存を目指した取組を行う場なども含まれる。

### 【森林管理巡視員制度】

森林が受ける被害の未然防止や早期発見、山地災害の未然防止、間伐が遅れている森林の調査などを行うため巡視員を置く制度。

### 【森林公園】

森林浴、野外レクリエーション、自然体験学習等の場となる森林を利用した公園。

### 【森林ボランティア】

植林、間伐や森林環境教育などの活動を行うボランティア。

### 【水源涵養機能】

貯水や治水、水をきれいに浄化する機能。

### 【生活廃水の衛生処理率】

下水道、農業集落排水施設、地域し尿処理施設、浄化槽などにより、汚水が衛生的に処理されている人口の割合。

### 【製品等のライフサイクル】

製品等の原料採取から廃棄にまでの全ての段階（原料採取→製造→流通→使用→リサイクル・廃棄）の総称。

### 【生物化学的酸素要求量】

水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量をいい、値が大きいほど水質汚濁は著しい。

### 【生物資源】

食料、衣料、薬品などに人間が資源として利用する又は利用する可能性のある生物。

### 【全窒素】

水中に含まれるアンモニア、亜硝酸イオン、硝酸イオンの窒素と有機窒素の総量。窒素自体は、直ちに水質汚濁が生じる物質ではないが、水中の濃度が高くなってくると水域の富栄養化の要因となる。

### 【全磷】

磷化合物の全体。

磷化合物は、動植物の成長に欠かせないが、水中の濃度が高くなってくると水域の富栄養化の要因となる。

---

た行

---

### 【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) の略称であるダイオキシンのほか、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) の総称。

### 【太陽光発電システム】

太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する仕組み。

### 【太陽熱利用】

集熱器、蓄熱槽、熱輸送系、熱変換器、断熱材などの技術を組み合わせて行う、太陽のエネルギーをもとにした熱利用。

### 【地域ブランド】

地域のイメージと、地域の商品・サービスとが互いに好影響をもたらしながら、消費者等からの評価を高める無形の資産。

### 【地球温暖化対策地方公共団体実行計画】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が策定する地球温暖化対策に係る計画。

地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画である事業事務編と、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策についての計画である区域施策編に分かれる。

### 【地球環境問題】

地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少など、地球の全体や広範な部分の環境に影響のある問題。

### 【中間処理施設】（廃棄物の中間処理施設）

廃棄物を環境に悪影響を与えないよう適正に処理するために、ごみを無害化、安定化、減量化する施設。

### 【長寿命化修繕計画】

安全・安心な橋梁を後世に適切に残すため、これまでの損傷を把握した後の対応（事後保全）から、計画的かつ予防保全な対応（予防保全）への転換による、橋梁の機能の確実な維持と対策費用の縮減を図り、橋梁を長寿命化するための計画。

### 【低周波騒音】

人の耳には感知し難い低い周波数（0.1Hz～100Hz）の空気の振動による騒音。低周波振動、低周波音とも言う。

### 【低炭素社会】

炭素（二酸化炭素）の排出が少ない社会。

二酸化炭素の排出量と吸収量が同じ状態（カーボンニュートラル）やそれに近い状態が目指されている。

### 【テトラクロロエチレン】

ドライクリーニングの洗剤、金属の脱脂乾燥剤、塗料除去剤として広く用いられる物質で、難分解性のため、自然界に残留して人の健康への影響が懸念される土壌・地下水汚染を引き起こすことがある。

---

な行

---

### 【ナビゲーションシステム】

移動中の者に現在の位置情報などを送ることで、目的地までの道のりを案内する仕組。

### 【二酸化硫黄】

石炭や石油などの燃焼時や製鉄、銅精錬工程で排出される腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。

主要な大気汚染物質のひとつで、高濃度では呼吸器の障害を引き起こす。また、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質でもある

### 【二酸化窒素】

ボイラーや自動車、硝酸製造の工程などで排出される赤褐色の気体。（生物の活動による自然発生もある。）



主要な大気汚染物質のひとつで、高濃度では呼吸器の障害を引き起こす。また、酸性雨、光化学オキシダントの原因物質でもある

#### 【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、一定の基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

---

は行

---

#### 【ばい煙】

燃料の燃焼などによって発生し、排出されるすすと煙。

大気汚染防止法による規制の対象物質で、対策として排出基準、総量規制基準、燃料使用基準が設けられている。

#### 【廃棄物】

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。

#### 【廃棄物減量等推進員】

市町村による一般廃棄物の減量施策への協力などを行う者。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の8に基づき市町村から委嘱される。

#### 【廃棄物減量等推進審議会】

一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査、審議する審議会。本市の審議会は、公募で選ばれた一般市民をはじめ、事業者、関係団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員で構成される。

#### 【廃棄物資源化事業】

自治会、子供会など営利を目的としない住民団体の自主的な資源ごみの回収活動に対し、回収量に応じた補助金を交付することにより、環境に対する意識の啓発等地域づくり活動の促進を図ることを目的とした制度。

#### 【ビオトープ】

本来その地域に住む様々な野生の生物が生きることができる生物生活空間。

森林、池沼、草地、干潟、里山、水田などさまざまなタイプのビオトープがある。

### 【干潟】

内湾や入江などで干潮の時に現われる、砂や泥がたまっている場所。

埋め立てに適した場所であることから、姿を消していつていたが、生物の生息場所、水の浄化、魚場、親水など、様々な機能が見直され、全国で保全活動が行われている。

### 【普通河川】

1級河川，2級河川，準用河川以外の公共の用に供される河川。

### 【浮遊粒子状物質】

水中に浮遊する小粒状物の総称。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

### 【分散型エネルギー供給システム】

従来からの大規模な発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するなどの集中型の仕組に対して、各地域や各家庭でエネルギーをつくり使用する仕組。

### 【粉じん】

大気中に浮遊する微細な粒子状の物質の総称。大気汚染防止法では、物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質と定義されている。

### 【分別収集】

廃棄物の適正処理や減量化、リサイクル推進を目的に、廃棄物を不燃ごみや可燃ごみ、資源など2種類以上に分けて集めること。

### 【防府市売れるものづくり支援事業】

地場産業の活性化を目的として新商品・新技術の開発や販路の拡大を実現しようとする事業者等に対して、防府市をはじめとする団体が様々な支援を行う制度。

### 【防府市環境審議会】

本市の環境の保全に関する基本的事項の調査審議などを行う審議会。学識経験のある者、関係行政機関の職員、各種団体の代表者、本市に住所を有する者のうちから市長が任命した委員で構成される。

### 【防府市市民活動支援センター】

市民活動の促進支援、活性化を図るため、人材養成・育成や情報収集・発信、活動の場の提供などを行う業務の拠点

#### 【防府市森林整備計画】

地域住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的に、本市における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めた計画。

#### 【防府市生活交通活性化推進協議会】

様々な関係者がそれぞれの立場からできることを考え、一体となって生活交通の活性化を推進するために設置された協議会。学識経験者、交通事業者、団体等の代表者、公募による者で構成される。

#### 【防府市青少年科学館（ソラール）】

市民の科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、創造性豊かな青少年を育成することを目的とする施設。

#### 【防府市都市景観賞】

魅力ある防府市のまちづくりに寄与することと、市民の都市景観意識の高揚を図ることを目的として、防府市都市景観条例に基づき、良好な都市景観の形成に貢献していると認められる建物及び風景を募集し、特にすぐれていると認められる作品を表彰する制度。

#### 【防府市都市サイン基本計画】

本市のサイン設置の指針とすることを目的に、サインのもつ役割や位置づけ、設置に対する動機づけを明確にする計画。

#### 【防府市文化財郷土資料館】

本市及びその周辺地域の歴史、民俗、考古等に関する資料の保存と活用を図り、郷土の歴史及び文化に対する市民の理解を深めることを目的とする施設。

#### 【防府市緑化推進委員会】

緑化推進に関する啓発活動、緑の募金などにより、本市の「明るい・豊かな・健やかな」緑と花のまちづくりを推進する委員会。

---

ま行

---

#### 【マニフェスト制度】

産業廃棄物の適正処理を徹底するため、排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に産業廃棄物に付けて受託者に渡す管理票（マニフェスト）を利用し、廃棄物の受け渡

しや処理の流れを把握する制度。

#### 【水辺の学校】

河川に生息する水生生物を指標とした水質状況調査。

水性生物の実態調査、水生生物と河川の水質の関係を調べるなどを通じて、河川環境について学ぶことができる。

#### 【三田尻中関港港湾計画】

重要港湾三田尻中関港における、物流、交流、環境、安全の4つの機能を融合させた活力と魅力のあるみなとを目指すために策定された平成30年代前半を目標年次とする山口県の港湾計画。

#### 【緑のカーテン】

窓辺などにツタ性の植物を栽培し、簾やカーテンのような光を遮る効果（遮光作用）と植物から吐き出される水分により周りの熱を奪う効果（蒸散作用）によって、エネルギーを消費することなく夏の室温を下げることを目的とする植物のカーテン。

#### 【みなとオアシス】

国土交通省の各地方整備局により登録された、「みなと」に関する交流施設・旅客ターミナル・緑地・マリーナなどを活用した交流拠点・地区の愛称名。

#### 【藻場】

沿岸の海底で海草・海藻類が群生している場所。

海草・海藻類は、酸素を供給したり、海水中の栄養分を吸収して水を浄化したり、地下茎で海底を安定させる機能もある。また、藻場は魚類等の餌になるほか、産卵・生育場所、隠れ場にもなるなど、多様な生物に生息の場となっている。

---

や行

---

#### 【山口防府バイコロジー運動をすすめる会】

バイク（自転車）とエコロジー（生態学）の合成語で、アメリカで提唱された市民運動であるバイコロジー運動を推進するため組織された会。自転車の安全点検、安全運転講習、サイクリング大会などを行っている。

#### 【有機栽培】

化学合成農薬と化学肥料を使用しないで行われる栽培。

### 【遊休農地】

耕作されていなくて、引き続き耕作されないと見込まれる農地や、農業上の利用の程度がその周辺の農地と比べ著しく劣っていると認められる農地。

---

ら行

---

### 【ライフサイクルコスト】

消費者の立場からは、製品を購入してから手放すまで、製造者の立場では、企画・研究開発から処分までの間に発生する製品等にかかる費用。

建築物では、企画・設計・建築し、その建物を維持管理して（光熱費等も含む）、最後に解体・処分するまでの、建物の全生涯にかかる費用の総額となる。

### 【リサイクルルート】

リサイクルを行うために、市町村がびんや缶などを回収したり、事業者が自社で製造・販売した使用済み製品を回収したりする際の仕組。

容器包装リサイクル法では、容器包装を製造・利用する事業者が使用済み製品の容器包装を自主的に回収する「自主回収ルート」、指定法人にリサイクルを委託する「指定法人ルート」、事業者が市町村から分別収集された容器包装を回収する「独自ルート」の3つが定められている。

### 【緑花祭】

春の緑化推進運動の一環として本市で行われるイベント。「緑化祭」などの名称での開催も含め30回以上、開催されている。

### 【緑道】

都市公園の一種で、植樹帯や歩行者路、自転車路を主体にした緑地。

主に公園・学校・商店・駅前広場など公共サービス施設を結ぶように配置されるが、住宅地域の小道の場合もある。

### 【レジ袋無料配布の中止】

使い捨てにされることが多いレジ袋の使用を削減するため、市民、小売業者、行政が協働して、店頭におけるレジ袋の無料配布を中止し、必要とする消費者にのみ有料でレジ袋を販売すること。